

第4回大阪府市統合本部会議

1 開催日時

平成24年1月30日（月）13:00～16:30

2 場 所

大阪府咲洲庁舎2階 咲洲ホール

3 出席者（名簿順）

松井大阪府知事、橋下大阪市長、総山大阪府副知事、山口大阪府PT長、京極大阪市PT長
上山特別顧問、古賀特別顧問、堺屋特別顧問、原特別顧問
生野大阪府教育委員会委員長、小河大阪府教育委員会委員長職務代理者、陰山大阪府教育委員会委員、
中西大阪府教育委員会教育長、川村大阪府教育委員会教育監、藤井大阪府教育委員会教育次長
永井大阪市教育委員会教育長、中尾大阪市教育委員会教育次長、沼守大阪市教育委員会教育次長

4 議事概要

（山口PT長）

それでは、ただいまから、第4回大阪府市統合本部会議を開催させていただきたいと思います。本日の会議にご出席いただいている方々の紹介につきましては、会議時間の都合から、失礼ですが、お手元の出席者名簿に代えさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は、お手元の次第のとおり協議事項が2件です。16時までという時間配分で進めたいと思いますので、ご協力お願いします。早速、教育基本条例から進めさせていただきます。

（橋下市長）

まず最初に、前回決まったことの念のための確認なんですけど、教育目標の設定ということで、かなり世間が大騒ぎしましてね、政治家が介入する、政治が介入するというふうに言っているんですが、大改正として、今回教育基本条例で定めたいいわゆる教育目標というのは、教育振興基本計画というところが前提で、教育振興計画なるものはそもそも首長と教育委員会が一緒になって地方公共団体が作成することが明記されているわけですね。

だから、ちょっと、その、教育基本条例に対する反対シンポジウムとかまあいろいろ起きていて、これしっかり意見を聞かなければいけないんですが、どうも世間で勘違いされているのは、教育振興計画というものは地方公共団体が作るようになっていて、ある一定の目標は首長と教育委員会がつくるのが前提になっている、ここは間違いないんですね。

ある一定の目標について首長と教育委員会がつくると、ただその、作成の最後の決定権と責任というところが、今いろいろと問題になっているというところで、先日の松井知事の決定では、その策定主体は、教育振興計画自体の策定主体は首長が権限と責任をもってやりますけど、しかし法律上はその後議会を通して地方公共団体の教育振興計画となるわけですから、結局知事が教育振興計画の原案というか、そういうものを決定権と責任を持ったとしても、議会を通らない限りはそこでストップがかかるんで、知事が教育振興計画の原案の権限と責任を持ったとしても、ちゃんと議会の手続きを経れば、地方公共団体の教育振興計画になるということで、法上どうなんですかね、そこは、教育委員会としてはそこは問題ないということですのでよろしいですか。そこが、文科省というか、原さんをお願いしなければいけないんですが、議論

がぐちゃぐちゃになってですね、たぶん文科省もぐちゃぐちゃになってると思うんで、教育目標の権限は、教育目標の設定権は首長にないとあんな閣議決定堂々とやりましたけど、教育振興計画ってものは目標でないのかどうなのか、教育振興計画というものがもし目標なんであれば、地方公共団体がつくることに努めると教育基本法はなっていて、そうすると、地方公共団体が教育振興計画を策定するそのプロセスにおいて、原案を知事が決定権と責任をもつとか、それとも教育委員会が持つのかは法上は規定がないというふうに思っています。原案を知事が市長が、教育振興計画の原案を作成する決定権の権限・責任を持ったとしても、次の議会の審議と議会の同意で地方公共団体の教育振興計画になるということですから、教育基本法の教育振興計画の作成プロセスにおいて、まず原案についての決定権と責任はですね、教育基本条例で今回知事・市長にまとめたという僕と松井知事のそういう認識ですので、今の、そもそも原案について、知事と市長が決定権と責任を持つのはおかしいということはずっと議論しましたが、意見をお聞きしましたが、これは議論の経緯で、今回教育振興計画の原案についての作成の責任は知事と市長が持つという判断をさせてもらいました。それを前提に、じゃあ、原案を議会で可決をすれば、これは適法な教育振興計画、地方公共団体の定める教育振興計画になるという理解でよろしいんですかね。そこがまた違法だと、知事と市長が決定権と責任をもった教育振興計画原案を議会で議決しても、それは違法な地方公共団体の教育振興計画という考えになるのか、そこはもう議会の議決を経れば適法な教育振興計画になるという考え方なのか。

(中西教育長)

前回ご議論いただきまして、その意見を踏まえて、終了後私と松井知事で相談させていただいて、今日修正をいたしております。ちょっとご覧いただきたいのは、資料1-2、大阪府教育行政基本条例の条文の方なんですけど、2ページをお開きいただきたい。2ページの第4条でございますが、「知事は、委員会と協議して、基本計画の案を作成するものとする」、これは、前回は「共同」となっておりましたが、「協議」ということで、知事の決定権をより明確にしたものです。その上で、「基本計画は、府議会の議決すべき事件とする」で、第3項の方で「大阪の教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱」ということで、基本計画の中でこれを定めるということにいたしております。今橋下市長おっしゃったところとまさにこれで一致をしているというふうに我々は理解いたしております。それともう一点はですね、そのページの一番下、教育行政の点検及び評価の第6条の5項ですけども、「知事は、第2項の点検及び評価の結果について、地方教育行政法第7条第1項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断する」、これは、前回口頭で申し上げましたものを明文化いたしました。この2点が前回からの修正です。

(松井知事)

大阪府教育委員会としては、適法にこの条例が成り立っているということを認めているわけですね。

(橋下市長)

そこは委員の皆さん、よろしいですか。

(小河委員)

今橋下市長が特に鮮明にこの点に絞って違うというところを主張されたところは、非常に重要だと思うんです、おっしゃるとおり。私自身は本来、教育基本法との流れを考えてきますと、教育に関する内容については、教育関係の世界でもって判断するというのが基本的な構造であったと私は理解しているんですけど、そういう立場から行政的目標や課題というのを文章化していく流れでは、僕は「共同」という言葉でこの前原案が示されましたけど、あの言葉の方が全体の流れとしては妥当だなと思っております。

(橋下市長)

教育委員の皆さんのご意見は、よく今までずっと議論しましたからね、よく理解しているつもりなんですけど、そこは最後、知事と僕でどういう方向でいくかということは決定させてもらいたいと思っているんですけど、要は陰山委員はじめ、法律との整合性の問題があったということをずっと言われていましたよね、教育目標を知事が市長が定める権限を認めることは違法だと、これ閣議決定でもまあ、違法だとは言いきらずに、そういう権限はないという、ちょっとよくわからない閣議決定になっているんですが、僕が言いたいのは、今回の仕組みにおいてはもう適法であると、教育基本法の範囲の中で教育振興計画作成プロセスを定めたものだということの理解でよろしいですかね。いや、今まであの法律の適法性に問題があるんだということをずっと言われていましたから、この仕組みにすれば適法性はクリアするということではよろしいでしょうか。

(生野委員長)

出ささせていただきました案は、これは法律範囲内だと思っているんです。だから条文ですから、一言入るだけでずいぶん変わってきたりするじゃないですか。今、あの、市長がおっしゃいましたことは、どういうふうな文言として表現しようとお考えでいらっしゃいますでしょうか。

(橋下市長)

いやいや、もう、これでいいです。

(生野委員長)

このままで。

(橋下市長)

ですから、いろんなところで抽象論的に、抽象論を展開して教育基本条例の反対運動を行う中で、現場の教員の皆さんがかなり誤解しているところ、勉強不足もあってですね、教育目標を知事が定めることはもう、教育の政治的中立を害するとそれ一辺倒でやってますから、そういう抽象論の話じゃなくて、僕らは現実のこの行政を進めていく、現実の教育行政を進めていくプロセスでね、しっかりと権限と責任を明確化している話であるということを、やっぱりこれを今度は教育現場をマネジメントするのは教育委員会の皆さんですから、市教委の方もですね、こういう条文になって、これはもう法律の範囲内なんだということであればですね、教育現場をしっかりとマネジメントしていただかないと、まあ、政治主張をされるのは構わないんですけど、世間に誤解を与えますんでね、教員が集まってこの条例、違法だ違法だ、政治的中立を害するなんてことは、教育公務員なんですから、一個人の政治活動と教育公務員がやっているという活動がごっちゃにされる、今大阪市役所も、市役所が政治活動と疑われないようにする、それは本当の意味での政治活動かどうかは別として、世間に疑われないようにするという分離を図ろうとしているんですけどね、教員が、今の大阪の教員が、まだこういう現実を無視した形でいろんなことを主張されてますから、そこはしっかりマネジメントしていただかないと、やっぱり政治が入っていかないと収拾つかないんじゃないかということになりますのでね。

(生野委員長)

もう一度確認させていただきますが、この文のままで、ということ。

(松井知事)

そうです。

(生野委員長)

はい、承知しました。

(橋下市長)

今度現場の教員に対して、この趣旨を理解してもらう作業というのは、どういうふうにマネジメントしていただけるのですか。

(松井知事)

この条例が通れば、現場の教師に条例が通ったということで、指導は徹底してもらうことは条件ですけども、それはそれでいいんですよね。

(橋下市長)

いや、ですから、これまで議会に向けて、まず現場の方が間違っただ主張をどんどんやってきますからね、そうすると議会の方もそういうふうに。

(松井知事)

それも議会で、教育長答弁だろうが僕の答弁だろうが、僕と教育長が適法に合わせて、国の教育基本法の範囲内で条例を設定していますという答弁になりますよね。

(橋下市長)

それは、適法であるという答弁で。

(古賀顧問)

その前提としての理解なんですけど、協議って入れた場合は、普通協議が整うということを前提にして決まるという考え方じゃないですか。相談するだけで、ですから要するに意見を尊重しますと書いてあるのとほとんど同じ意味だと理解されているのか、協議が整わなかった場合に、次は市長が出せるというふうに、知事が出せるというふうに考えておられるのですか、そこはどうなんですか。

(陰山委員)

教育基本法の方に教育振興計画は各自治体が策定する努力義務が入っておりますので、今言われたようなご懸念には及ばずですね、このとおりでいいと思います。今おっしゃっていた一連の流れはですね、教育振興計画の中でというのが、やはり基本的なさまざまな縛りというか、入っているわけですね。例えば具体的にいきますと、広島がいろいろ問題があったときにはですね、道徳という授業を勝手に変えていたわけですよ、指導要領違反だったわけです。ですから、これが政治の介入というふうなことが表面的になかったとしても、逆に教育界が独自性・独立性を持っているがゆえに、政治的な影響を受けていたという、ある面、反面的な症例でもあったんですね。ですから、そのところにやっぱりごく一般の感覚を少し入れていってですね、一般社会と教育界との乖離がないようにしましょうよ。それぞれについて、やっぱり教育については行政の方も責任を持ってくださいねということで、教育再生会議でも入って行きましたのでね。やっぱりその、教育振興計画というものが、日本の教育界の中で、また十分な理解とポジションを得ていないというところが問題だろうと思いますので、この件については、教育振興計画をですね、我々自身もしっかり知事さんとつくらせていただいて、現場に周知をする中で、そのことについては指導徹底をしていきたいと、そういうふうに思います。

(古賀顧問)

確認なんですけど、つまり、協議をして意見がずっと平行線だったという場合には、最終的には、首長さんはこれでいきますと決められるという理解でよろしいんですよね。

(堺屋顧問)

まずね、ここに書いてある基本計画、教育振興計画は、同じものですか。今、教育振興計画と言っておられますけど、この条文には基本計画としか書いてありませんが、その2つは同じものですか。

(陰山委員)

はい、一緒です。

(生野委員長)

「以下、『基本計画』という」というのが上の方に但し書きがあります。

(堺屋顧問)

そうすると、この条文は主語が知事ですから、意見が対立したときは知事が決める、それでいいんですね。

(陰山委員)

いいと思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、教育振興計画って別のいろんな法律の中で決められてますから、それについては別のさまざまな決まりというか、さっき言いましたように、指導要領を逸脱するようなことがありましたら、いろんな方面からありますよ、というそういう意味です。

(橋下市長)

そうですね。

(生野委員長)

議会への提出権は知事がお持ちです。

(上山顧問)

いずれ出てきそうな論点なので、私はそんなに詳しくない話ですけど、4条の6についてです。「基本計画の見直しは、5年ごとに行う」とあるんですけど、知事の任期は4年なので、就任直後の知事が来られたときに、実は「去年改定したばかりです、あんたが任期中は改定ありません」と言われる方もいますよね。

(橋下市長)

そういう安定性、首長選挙でころころ変えないようにという行政の縛りなんでしょうね。ここは、議論しなきゃいけないけど、これはやっぱり、こういうものをすばっと入れてもらってるんですね。

(堺屋顧問)

これはおかしいんじゃないの。

(橋下市長)

これはそうですね、知事が作成するものとするんですから、期間はちょっと。

(生野委員長)

はい、再検討します。

(橋下市長)

期間はいらないんじゃないですかね。それは有権者が判断して、教育振興計画の中で縛りがあるわけですよ。

(藤井次長)

期間はですね、国の振興計画10年となっておりますので、今の教育委員会のプランも概ね10年、10年ぐらい見通した基本計画は必要だというスタンスになっています。ただ、個別の事業計画は5年スパンぐらいで転がすのがいいということで、5年と書いているんですけど、この期間について、あえて条例で書く必要があるかどうかというのはご議論いただければいいと思います。

(橋下市長)

国の方も、だから結局文科省が全部教育基本条例についての批判は、知事が独裁になるとか、知事が全部やるのかと言ってますけど、結局、今の教育行政って文科省中心に縛りが重なっているだけじゃないですか。この教育振興計画、じゃあ10年は別に義務規定じゃないんですよ、概ねなんですね。

(藤井次長)

義務規定ではないです。

(橋下市長)

各地方地方で判断すればいいので、期間とかあえて入れなくても、まあ、法律でそういう凡その規定があるのであれば、地方ではあえて入れる必要はないんじゃないですかね。

(古賀顧問)

計画の期間と見直しの期間は、全然別のものですよね。10年ぐらい見据えた計画にしましょうということになっていけば、見直しは必要に応じてやればいい。

(橋下市長)

この期間は外して、当然将来見据えてつくりますので、見直しはその時々で状況で。

(山口PT長)

4条の1項はこの案で、6項については削除するということで。

(古賀顧問)

橋下さんと松井さんがやっている間はそんなことにならないと思いますけど、ものすごく対立しちゃった場合にですね、協議が整っていないっていう、協議を十分行っていないってことで止まっちゃうことがあるんですよ。国の行政機関同士でも、組織同士でも、協議を入れちゃうと、協議が終わっていないから決められないという理屈をタテにすることがあるので、それを防ぐために、例えば、協議が整っていない場合でも十分にちゃんと議論したら、首長さんは議会に、例えば整っていないと、こういうところは対立がありますということを付した上で議会に出せますよというような構造にしておいた方がいいかなという気がします。今は心配する必要はないですけど。

(中西教育長)

それをですね、条例上あえて字にする必要はないと我々は思います。

(生野委員長)

当然のことかなと思います。

(松井知事)

知事や市長はもちろん真面目に話し合いますけど、ある一定堂々巡りが起こった時に、協議が整ったという判断は首長にあるということですよ。そういうふうに僕は読んでいるんですけど。

(古賀顧問)

そこは出しちゃえばいいことかもしれないんですけど、実際には結構国の場合、協議っていう、要するに協議というのは意見を尊重するとは全く意味が違う。ですから、ある意見を聞くとか尊重するとかと、協議が整うかどうかっていうのが、役所の権限争議、総理の時でもものすごく重要なポイントになった、ただまあ、教育委員会の場合は別にそういうふうに権限の話をやっているわけではないので、あんまり実態としては問題にならないのかなという気はしますけど。いろいろ組合の方々が、例えば、協議続いているじゃないか、協議してないじゃないか、と言われる可能性はある。

(橋下市長)

これやっぱり、契約と捉えて、しっかりと明確化する方がいいんじゃないですかね。あいまいなところにせずにはですね。今の構造でいくと、教育委員会と十分議論して協議して、教育委員会の意見を聞きながら作成をして、でも最後の決定権と責任は教育基本計画の原案の決定権と責任はまず首長が持っていて、議会に諮って、協議が不十分だったら、議会がはねるわけですよ。だから、そういう構造になっているわけですよ。協議が整ったかどうかということは最後議会のチェックにもなるので、教育委員会の意見を十分尊重して、基本計画の案を作成するというので、いいんじゃないでしょうかね。

(中西教育長)

この原案を変えてですか。

(橋下市長)

教育委員会の意見を尊重して基本計画案を作成する。

(中西教育長)

前回もご議論いただいて、我々あえて知事のご意見を踏まえて、共同を協議に変えたんですよ。市長おっしゃいますね、首長の権限と責任をより明確にしたいという趣旨であれば、私、例えばですけど、「知事は地方公共団体の長としての権限と責任の下、委員会と協議をし、基本計画を作成する」というぐらいかなと思うんですけど。

(原顧問)

協議をするという前提にしておいて、もう一つこのあとにですね、2項を入れて、協議が整わない場合でも知事は議案を府議会に出すことができる。

(中西教育長)

それは言わずもがなでしょう。

(原顧問)

言わずもがななんですけども、それは共通認識なんであれば、別に書いても問題ないですね。

(中西教育長)

あえて書くことじゃないです。

(原顧問)

いやいや、書いて問題があるのかどうかです。

(上山顧問)

さっき古賀さんがおっしゃっていたことと近いんですけど、協議は、日本の省庁の世界では事務次官会議で全員が合意し、かつ閣議で全会一致なんてほどの条件が協議なるものなんですね。反対がちょっとでもあると、「協議整わず」となる。一般用語で協議というのは確かに相談するという程度の話なんです。協議は100%合意してという、そういう言葉だと思うんですよ。内閣法制局に聞けばどうなるかわからないけど、すごく重い言葉なんです。整わないと何が起きるかという、先延ばしができるんです。そうすると、日本の公法では、「もっと協議もっと協議」といって、現行計画がそのまま継続される。結局変えるということができない仕組みだと思いますね。なので、整わない場合はどうするかという規定を4条のどこかに書いておくとか。

(松井知事)

教育長、これは言わずもがなの話で、例えば中西教育長が整っていませんというような話で、結論を延ばし延ばしで先送りしていくという話ではありえない話ですけど、僕らがいつまでも知事であり教育長であるということはないわけで、条例として誰が首長で、その首長がどなたを教育委員に任命し、その中から誰が教育長に選ばれても、一目で読めば分かるように、言わずもがなも、入れておいてもらえますか。

(中西教育長)

これはですね、言わずもがなの側面と、やっぱりね、現行法制に抵触するかしないかの、ぎりぎりのところなんですね。今の役割分担の下で、協議が整わない場合に、知事が決めるということをあえて字にしてみるとね、文科省との調整、微妙になってしまうと思いますし、そこは、共同を協議に変えたことによって、私はご理解いただきたいと思うんですけどね。

(堺屋顧問)

ということは、協議が整わなかったら出せないということですね。

(中西教育長)

そうは申しでないんですけど。

(堺屋顧問)

いや、そういうことですよ。それでいいんですか、協議が整わなかったら出せないということで。

(中西教育長)

我々もやっぱり知事の意向を受け止めて、精一杯協議に合意できる状況に努めますし。

(堺屋顧問)

それはわかるんですけど、整わなかったら出せないのではないかとっているんです。

(中西教育長)

整わなかったときに知事が決めるということをあえて条例に条文化すれば、地教行法に抵触するリスクが非常に出てくると思います。

(堺屋顧問)

抵触したら変えてもらわなければ仕方ないわな。

(橋下知事)

最後の有権解釈は司法なんで。

(上山顧問)

議会が判断することであって、文科省は関係ないです。条例ですから。

(堺屋顧問)

そういうご意見であれば、ますます僕は明確にしたいです。

(橋下市長)

そこをはっきりさせようというのが、今回の条例の趣旨。

(堺屋顧問)

そういうご意見がなければいいんですけど、そういう意見が出るんなら、これ明確にして、僕はやっぱり協議と書かないで、意見を聞くとか意見を尊重するとか、そういう記述にしないと、そんな意見があるんなら大変ですよ、これ。

(古賀顧問)

協議が整わなかった場合、ずっとやっているわけにはいかないので、やっぱりある程度のところまで議論を尽くしながら、最終的には首長が議会に提出すると。そのときに「整いましたよ」と出すのではなくて、意見の対立が残ったままなのであれば、このところは意見の対立がありますけど、自分としてはこうだということを出して、後は議会でもう1回議論してもらって判断してもらおうというふうにしてもらえばいいんじゃないですか。

(橋下市長)

やっぱり教育振興計画の最終的な決定権と責任をどうするかというところですよ。教育委員会の方からいろんな意見を聞いて、協議をして、首長が暴走しないように、もしおかしければおかしいという意見を出してもらったところまでが、教育委員会の責任であって、それをどう受けて最後決定するかは議会の話ではないでしょうか。教育委員会としては首長の暴走を止めたいのであれば、教育振興計画の作成を阻止するということではなくて、議会に対して働きかけをしていくというのが、教育委員会のあるべき姿ではないんですかね。そのプロセス論としては。

(陰山委員)

僕も書かないでいただきたいんです。なぜかという、教育委員は何のために存在しているのか。全部

そちらでやってもらったら、あと私たちハンコ押しますよでよくなっちゃいませんか。

(橋下市長)

いや、だから教育委員として議会に教育論を主張してもらおうという、まさに議会の中で教育委員会の教育論と首長の教育論が出てきて、議会で議論して最後議会が議決するというのが、教育委員会が作成のところまで否定する権限を持つのではなくて、いつも言っている教育論を議会の場でやってもらう、首長がおかしいと、教育論的にここがおかしい、あそこがおかしいということを、議会に意見を出してもらってところが教育委員会の責務なんじゃないんですかね。

(陰山委員)

そのところまで明文化されるのであれば、要するに、意見が2つありますよと、じゃあ議会の方で話し合ってしかるべく決めていただくというのなら、僕はかまわないと思うんですけど、一方で教育委員は首長さんから決められて、その中の互選で教育長が決まっていますから、事務次官会議の、それぞれ勝手に決まってくる組織の協議とは全然ニュアンスが違うと思うんです。元々首長さんの影響が強い中で教育委員会は動いていますから、そのところで、さらにもめてしまった場合には、こっち通すといった場合には、それこそ知事がおっしゃっている、教育委員会の不要論にまで聞こえてくるような気がします。

(堺屋顧問)

実態論と立法論があります。立法論としてはね、あらゆる条件を考えて、漏れのないような条文にしないといけないんですけど、今おっしゃっているのは実態論でね、立法論からいうとね、これは瑕疵のある条文ではないかということを申し上げているんです。実態はおっしゃるとおりでしょう。そんなことは滅多に起こらないだろうと思いますし、また上手に解決していただけたと思いますが、立法論としては、これは協議が整わなかったら出せないなという議論になると思います。だから、そこは協議が整わなかった場合も誰が出すというのははっきりしておかないといけないんですね、立法論として言っているんですよ。

(生野委員長)

協議がなかなか整わないことも想定できますよね、そうだと思います。その時にどうするのかっていうこと、提出権は知事におありになるのですから、提出はされるわけですよ。今古賀先生のおっしゃいましたことは、非常に私そうだと思うんですけど、協議が一つになったんじゃなくて、異論もあったけれども、それを併記して出すというご意見でいらっしゃったと思うんですね。それは正當かなと思います。

(松井知事)

だからそれは、協議が整わない場合においても、知事は教育振興計画を議会に提案することができるということですね。

(生野委員長)

その議論があることを付記してですね、付記して、これ大事だと思うんですね。そこは是非抜かないでいただきたい。それを付記して出すというのは、通常行われていることですし、いいんじゃないですかね、と私は思います。

(橋下市長)

そこが教育委員のものすごい重要なところで、首長が出すときに正式に意見をつけて、議会に出せる。請願とかああいうことでも、普通は議会に提出された時、議会が○か×かして、○にしないと、そういう請願みたいなものは議会の中に上がってきませんが、教育委員会の意見は無条件にですね、議会に提出で

きるというのはすごく大きな権限なんですけどね。議会に意見がドーンと出るというのは。

(生野委員長)

賛否両論を添えて出すということですよ。それは非常に議会に対して正直な態度だと思うんですね。古賀先生のおっしゃったことはそのとおりであると思います。

(橋下市長)

教育に関する条例とか、そういうときに教育委員会が意見を付すんですよ。何か人事の場合は意見を付すとか、これは強烈的な権限ですからね。議会に首長がこうやることにに対して意見を付記できるというのは。

(藤井次長)

教育委員会の意見は、地教行法上で議会に提出できることは保証されていますので、あえてここに書かなくてもできるということと、今おっしゃったその議会に案を出すときに異論があることを付記してというのは、知事が決定できるというよりも、知事が議案を提出なさる時の知事に対する義務ということではないですか。教育委員会の意見を付記して議案として提出するものとする。教育委員会側のできる規定というよりも、知事側に義務を課すと。教育委員会と協議して出していただくわけですけど、教育委員会側に強い反応があると、その場合にはその意見を付記して議会に提出するものとする、という知事に対する義務と。

(堺屋顧問)

取締役会に対する監査役の意見みたいなものですね。だから、監査役がこういう会議はおかしいという意見をできるかどうかですから、文面としては基本計画は協議して定めなくても出せるというのをちゃんと書いて、その時にはそういう意見を付けると書いた方がいいです。

(松井知事)

知事は、協議が整わない場合、教育委員会の意見を付記して議会に提案するものとする、そういう書き方で。

(堺屋顧問)

協議が整った場合もね。だから、取締役会に対する監査役の意見と同じなんですよ。

(生野委員長)

やっぱり協議という言葉は適切だと思います。

(堺屋顧問)

前回の第1項の方は、知事は教育委員会と協議して基本計画を作成する。協議が整わない場合も提出することができる。次の大枠に基本計画を府議会に決議するいうところに、知事は教育委員会の意見を付して府議会に決議すべき事項と書いたらいい。

(橋下市長)

そうなってくれば、教育再生会議なんかでも議論のあった教育委員会の役割もまさに明確化が図られてきてですね、もう協議という言葉じゃなくて、意見を付すっていうところが教育委員会の責務であるんであれば、協議ってことじゃなくても、手続き論だけでも、いいんじゃないですかね。知事は教育振興計画

を議会に出すときには教育委員会の意見を付して議会に提案するという事になれば、もう合意ができれば意見無しということで教育振興計画を出しますし、意見がある場合には意見を付して反対意見も付して議会に出しますし、そこにあえて協議だと、そんな、体裁を繕った言葉じゃなくて、もう、あんまり提案のプロセスとして、教育振興計画を議会に出すときに、教育委員会の意見を付して出す。これたぶん、教育振興計画の出し方について定めた部分に書いてありますから。

(生野委員長)

それは入れていただかないと。

(橋下市長)

だから、それを入れるということで。

(生野委員長)

教育委員会と協議してというのは入れていただきたいです。

(橋下市長)

いいです。出すときに、そのときの文言は、協議が整わなかった場合は教育委員会の意見を付して出すと、それでよろしいですか。

(山口PT長)

それでよろしいですか。第4条の関係は、第1項を残したままで、協議が整わなかった場合は教育委員会の意見を付して出すということで、確認させていただいてよろしいでしょうか。

(上山顧問)

6条の目的は教育行政の点検及び評価となっているのですが、これはまさに、目標が達成できたかどうかをちゃんとチェックする非常に重要な部分だと思うんですね。この6条は、委員会がいわゆる点検・評価をやる部分と知事がやる話と2つに分けて書いてある。2項と3項で。2項の方は教育委員会がやる仕事に限定して、委員が自分のやったことの点検評価をやると書いてある。これで果たして、総体としての、基本計画に掲げる目標を達成できたというチェックになるのかどうか、かなり狭いように思う。教育委員がやる固有の仕事になっていて、教育行政の点検及び評価は表題だけで、実はどこにも書いていない。それから、3項の方は、逆に知事の目標管理ですが、ここは職務権限に属する事務の管理及び執行の状況だけに狭く限定してあって、予算だとかその種の話になる。つまり、サポート的なことに限定して知事は自己点検することになっている。この2項と3項を両方足してみても、結局知事がやる事務管理的なことと教育委員が自分でやる委員としての仕事の2つだけをチェックすることになる。そして、トータルとして、現場が何をやったかということは誰もチェックできないことになってしまわないかと思いますが。

(中西教育長)

1項でですね、いわゆる教育行政全体についての、教育委員会としての点検評価は1項です。その中で、2項で委員の活動状況についての点検評価、3項で知事がいわゆる地教行法24条で知事の担当されている部分の点検評価、これでトータルで我々は網羅しているというふうに考えております。

(橋下市長)

6条の1項で全般に点検するときに、教育振興計画の目標とか含めて点検しなさいよということですよ。だから、1項・2項・3項合せて、教育行政全般に渡るんじゃないか網羅しているという意味なんで

すね。

(上山顧問)

文章表現の問題かもしれませんが、点検及び評価を何のためにするかということを書いていない。この6条は、点検評価の手続きを書いてある。目標をチェックして、点検して、評価して、実態改善に生かすという基本的なことが書いていない。たとえば、4条は作成の話で、計画の作成をするということが書いてあって、基本的には手続きの話。5条は説明責任の話。6条だけが何か細かい手続きだけが書いてあって、そもそも何のために目標をチェックするのかとか、点検評価が何なのかという実態的なことが書いてない。そもそも1項がない。今の1項が2項で、2項が実は3項で、ひとつずつずれていく。そもそも6条の基本条文がない。

(橋下市長)

目標というところで、その目標を達成するために点検しましょう、と書いてあるのではないですか。

(上山顧問)

これは手続きだけを書いてある。目標の達成状況を点検して、それをどうするかを書いていない。単に書き方の問題かもしれないが、5項で罷免の話にいきなり飛ぶ。これもまた極端で、手続き規定だけが、第1項から2、3、4項まである。

(堺屋顧問)

この条項で、委員会と知事は評価の対象というか、内容が区別されるということか。委員会のすることと知事のすることとの評価は違うのですね。委員会のことは委員会がして、知事はしない、と読める。知事のことは委員会はしない、と読める。だから、頭に知事及び委員会が云々あって、区分けができるが。これで言うと委員会のやっていることに知事は知らん顔、知事のやっていることに委員会は知らん顔というふうになっている。つなぎ条項がないのかもしれない。

(古賀顧問)

上山さんのおっしゃったことは、評価点検をして、チェックまでやるのにアクションが何も書いていないということですよね。普通考えると、こういう条文だと、他の評価結果を教育行政に適切に反映するよう措置をとらなければいけない、というようなことが入っている。

(生野委員長)

大きくまとめるものがあるんですね。この今の1項がもうちょっと下にさがって、並んできたらわかりやすいんですね。

(中西教育長)

確かに総論規定がありまして、われわれ知事と教育委員会が23条、24条の役割分担を前提にして、特に教育委員会の活動の点検評価を知事がきちんとできる、というところに力点を置いたのでこういう構成にしたので確かにそうだが、実際のなところは、これでクリアできていると認識している。

(堺屋顧問)

もう一つこの「含めて」という法律用語ですが、極めてあいまい。「含めて」というと他にざっとしたようなものがあるような感じですよ。だから、おっしゃるように第1項がないんですね。

(上山顧問)

これはさっき、委員会と知事が協議して目標を決めよう、計画を作ろうと明確に言っているのだから、やはり点検評価も一緒に行って、次どうするのか一緒に協議して反省するという基本的なことが抜けている。点検評価の手続きだけが別々にすると書いてあって、いきなり最後に罷免の話が出てくる。これは本当は6条じゃなくて、別のところに書く話。

(生野委員長)

ここで使っている教育行政は、広い範囲でのことを念頭に置いている。その広い範囲の中でも、目標の達成状況が極めて重要だから、わざわざ書いたという次第。ですから、重要視しているからここに挙げたので、この教育行政というのは、目標を点検するだけではなく、広いことなんだけれども、ということがないのが問題なんですよ。そこをはっきり書いた方がいいというのが、上山先生のご意見ですよ。

(上山顧問)

5項は大事だから書いてあると思うが、全部が手続き的なことだからわかりにくくなっている。

(橋下市長)

規定としたら、どういうふうに書くんですか。

(松井知事)

「知事と教育委員会は、教育振興計画について、評価点検を行わなければならない」と書けばいい。

(上山顧問)

4項に共同して議会に出す、と書いてある。

(橋下市長)

その点検は一緒にやりながら、最後に点検及び評価の結果については、罷免に該当するかどうかは知事が判断するということですね。一緒に点検していくけれども、罷免に値するかどうかの最後の判断は知事がするという事なんですね。

(上山顧問)

5項はもっと別の条文にして、達成できてないことがわかったら、知事は反省して、必要な措置を講じる。ただ、教育委員ももちろん努力する。でも、一方でさぼっているのがわかったら罷免する、というような書き方にしないと。罷免のことだけ急に出てくるのは、ちょっと飛躍がある。

(橋下市長)

措置を講ずるということが当然ある中で、最終手段というような流れの方がいいんじゃないでしょうか。

(中西教育長)

この条例で言うと、これ一応手続きになっているのですが、4項に知事と教育委員会は共同して振興計画の達成状況を点検評価する、という総論規定を置きつつ、公表を含めて規定を置きつつ、あと5項を最後付け加えたので、異質と言えば異質なんですけど、これは当然の話というのであれば、明文化する必要もないかなとも思う。

(堺屋顧問)

要するに、評価の問題と評価の結果をどうするかというのは、別だということです。

(上山顧問)

要するに何のために点検評価をするのかということがあいまい。手続きとして、点検評価をすることが書いてあって、あとはどうしようもない結果が出た時に罷免に値するかどうかという条項ですから、どうしようもないということがないときは、何も問題は起きないということ。罷免に値するというとんでもないことが起きない限りは、議会にレポートを出して、「はい、おしまい」となっている。そこが抜け穴なんですよ。

(原顧問)

たぶんそんなに難しい話じゃなくて、6条のところに、知事と委員会が点検と評価を行うというのを総論で入れて、あともう一つ条文を立てて、点検評価の結果を踏まえて、知事と教育委員が適切な措置を講じます、という総論的なものがまた入って、さらに特別なケースとしてこの5項にあるようなものが、次に入っているというようなことだと思います。

(松井知事)

それでは、中西教育長もそれでいいということなので、原先生、ちょっと作ってもらえますか。

(生野委員長)

5項の文章はこのままでいいんですね。

(古賀顧問)

まず、総論的なものを入れて、知事と委員会がちゃんと点検評価しますよとする。

(原顧問)

6条の5項の話ですよ。5項はいいと思います。

(堺屋顧問)

6条の第1項に「知事と教育委員会は」というのを入れて、今の1項を2項、3項、4項としていって、5項は別途第7条にする。

(山口PT長)

以上で、6条関係は、そういう方向で。その他に教育基本条例に関してないでしょうか。

(松井知事)

いや、今の部分は原先生にお願いしましたから。これで決定をするということで。

(堺屋顧問)

次の第7条第3項の「指導、助言」を行うというのは、これは基本的には強制しないんですね。

(橋下市長)

指導・助言のところなんですけど、積極的に情報提供するという話になっていますが、指導助言とか評価について今まで住民を意識しなかったから、評価が甘くなっていたんじゃないかと思うが、どういう指導、

助言をやっているのかやっていないのかをきちんと公表すべき。それをやれば、各保護者はうちはこんなことやってくれているんだとかわかる。オープンになれば、その指導助言の中身を学校現場が、しっかり聞いているのかどうなのかも全部わかりますから、知事が学校現場を全部支配するのではなくて、住民マネジメントとして、情報を提供して住民のみなさんにチェックしてもらうということになるという趣旨からすれば、7条はホームページとかに出すだけの話だから、これでいいんじゃないですか。

(中西教育長)

必要に応じ、公表するという文言で。

(橋下市長)

全部公表したらいいじゃないですか。特に生徒個人のプライバシー以外、原則は公表して。個人情報はどうも当たり前の話だから、非公開で。原則、もう出すということでもいいんじゃないですか。

(中西教育長)

指導又は助言を行い、その指導、助言の内容を公表するようにするという趣旨ですか。

(橋下市長)

当然公表になれば知事とか議会も知るところになるし、教育委員会がどう指導、助言していたのか今までわかっていなかったし、それをまず公にしてもらえれば。公の公開規定になれば、いちいち首長に報告することもなくなりますし。

(原顧問)

論点自体は、この教育目標の設定以外にもたくさんあるのですが。時間の関係もあると思いますので、そこは別の場でということにして。私が前回お配りしたプリント、校長の公募、評価の問題、分限処分や懲戒の問題とか。

(松井知事)

それはこのあと学校運営のところで。

(山口PT長)

教育行政基本条例の方は、これで出尽くしたということで、指摘されたところを修正してもらって、いいですか。

(橋下市長)

教育基本条例の方は、これで1つまとまったということで。

(山口PT長)

府立学校条例の方へ進みたいと思います。

(原顧問)

それからあと基本条例のところで、私の論点という紙だと、ここでは議論しきれないかと思ってあんまり書いてないが、学力テストの結果公表とかですね、それはたぶんこっちの基本条例の方に入ってくるんだと思います。今の基本条例の案ですと、開かれた教育行政というところで、一般的な規定だけが置かれているが、ここは学力テストの結果公表というのを別途置く必要はありませんか。

(橋下市長)

これは位置づけは違いますか。

(中西教育長)

これは教育行政基本条例の方だと思いますが、さきほど議論いただいたように公表するものとする。特に市町村への指導助言ですね。そこでわれわれ学力テスト問題も含めて基本姿勢を明確にした。

(橋下市長)

ちょっと学力調査テストのところは、お話はもうちょっと知事とつめますので。

(原顧問)

これで完全にセットということではなくて。

(橋下市長)

今、学力テストのところはちょっと。だが、教育委員会としては記載する必要はなしということですね。

(中西教育長)

まさに7条3項の「児童生徒及び保護者の求めに応じて」情報を公表するということ。

(松井知事)

関係者の求めに応じてとは、どうすることですかね。

(中西教育長)

ですから、児童生徒、保護者、その他関係者に対し、その教育の状況について説明する責任を果たせるように。

(生野委員長)

どの辺まで書くかですよ。細かいこと書きだすときりがありませんよ。

(堺屋顧問)

7条3項の指導助言で、公表するとなっているんじゃないのか。どういう議論ですか。

(中西教育長)

児童生徒その他の関係者に対し、学力も含めて、その教育の状況について説明する責任を果たせるように、市町村教委に対して指導助言する。

(堺屋顧問)

その行った指導助言は公表するということ？このままでいいんじゃない。

(陰山委員)

要望として、条例として一旦決めると、そうころころ変えるものじゃないと思う。ただ、学力テストというものは、確かに公開していい場合と手持ちにしておかなければいけない場合とか、いろいろあると思う。ですから、条例で決めることと、施行規則で決めることとその時々で政策で決めることというように、ちょっと考えていただいて、学力テストのところは条例で入れるのではなく、私は振興計画の中で話し合

いをしながら、これはちょっと公表する必要があるというときには、公表するというように。ただ、非常に繊細な部分もあるので、ちょっと条件をつけるというようなことが、その時々判断でできるようにしておくことが望ましいと思う。

(松井知事)

学力テストの公開については、小中学校の場合、その児童や保護者、学校関係者のみなさんが要求すれば、公開すべきだと思う。一方的に公表するというのは、僕もちょっと。今、陰山先生がおっしゃったように思う。学校別の学力テストの結果は、実際に学校現場に近い人たちが公表しろという形になれば、市町村教委において公表されるべきと思う。これは振興計画の中にそういうふう書けますか。

(堺屋顧問)

条文的に言うと、教育の状況について説明することで、内容にあたるので、それに学力テストを入れるかどうかというだけ。別段、これでいいんじゃないかなと思う。何も入れる必要はないと思う。

(原顧問)

市町村別の結果というのは公表しているんですね。

(中西教育長)

公表しています。

(原顧問)

それを引き続きやっていきますということをルール化することは、どうなんでしょうか。

(中西教育長)

条例に明文化はしていないが、私はそういう姿勢を含めて書いているつもり。我々は、学校別結果は、やはり個々の生徒、保護者に対しては提供する方向で検討しています。

(松井知事)

だから、市町村別を条例で書き込んでおくということですか。それはいいんじゃないの。

(中西教育長)

それは現にやってますし。そのことだけを特記するのではなく、条例では基本的な規定にして、求めに応じてやっていくという姿勢にしている。

(上山顧問)

いわゆる公表問題は横に置くとしても、学力の達成状況というのは、実は教育目標の達成状況そのものだと思う。日本の教育界ではやや異論があるみたいですが、海外では、学力があがってない場合は、そもそも目標を達成できてないという、非常にクリアな因果関係を設定している。さっきから目標という言葉で、いろんな議論をしてきたが、やはり目標に当然含まれるのは学力の向上。あるいは想定されるレベルに達しているかどうかということ。ですから、学力向上ができたかどうかを把握するというのは、評価作業のそもそも超基本であって、そのこと自体を評価のところで書く必要があるんじゃないですかね。まあ、目標の達成状況の言葉の中に含まれるのかもしれないが。学力の達成状況というのは、常に教委と知事は把握しておかなければならない。市町村別とか学校別の学力テストの結果を公表する、しないというのは、また別の問題。達成できたかどうかを内部的に把握し、実はできてませんというとき、細かいデー

タは出さなくても、こういう分野が問題だということを把握しなければいけない。学力評価というのはとても重要。目標や評価というところの基本で位置付けるべき。市町村の公表をめぐる公表の後ろの部分で出てくるよりも、前半のところに書くべき重要項目だと思う。

(生野委員長)

学力が非常に大事だというのは当然のことだと思います。ただ非常に教育というのは多層的ですから、じゃあ体力も書かないといけないし、いろんなことを書かないといけないんじゃないですか。それも学力が大事だというのはわざわざ条例に書くことでしょうか。

(上山顧問)

大事だっていうんじゃなくて、私が言ってるのは、目標達成状況を把握するときに、学力達成状況の把握は当然あるんですかということ。そのことと学力テストはイコールなんですか、違うんですかという質問なんですけど。

(生野委員長)

違うと思いますね、それは。

(堺屋顧問)

教育基本計画には当然学力が入るわけですよね。それに対する達成状況も当然入るわけですよね。

(生野委員長)

当然入ります。

(上山顧問)

テストは必ずやるわけですよ。

(堺屋顧問)

内容も基本条例だから、どこまで入れるかということ、あまり細かく入れない方が応じやすいと思うな。

(松井知事)

振興計画にはそういうものが入ってきますよね。首長がそれを入れるということになれば、それが振興計画になりますよね。そこはそういうことですね、教育長。

(小河委員)

先ほど上山さんの言われたことは非常に大事なことだと思うんです。それを条例としてどういう形にしていけることが問題になってくると思うんですけれども、僕自身の現場の経験から申しますと、内部的な責任感ということをその面で強調しておくということはすごく大事。それとともに外部的な全体の相対評価に関わる学力向上云々の話は非常にデリケートな問題が絡んできます。現実の現場サイドから見ますと、非常にその所は大きい。いろんな評価があって、出してほしい、わかりたいという部分もあるし、こんなに出されたら困るというのたくさんある。その辺についてはソフトに対応できるような構造が必要なんじゃないかと思います。その辺についてここで文章について細かいところまで具体的に決着つけるのは非常に難しいと思います。

(上山顧問)

だからそのことと学力テストの公表の話は関連するんじゃないでしょうか。

(小河委員)

それはそうだと思います。

(松井知事)

これは教育振興計画の中にはっきりと入れ込むということで。条例上はそこまで明記することにならないということにしたいと思いますけど、いいですか。

(山口PT長)

教育基本条例の関係はこれで。続いて府立学校条例については、説明はもう省略させていただいてもいいですか。

(中西教育長)

府立学校条例については前回の説明で概ね理解をいただけたと我々思っているんですけど、特に相対評価の問題については我々学校の実情から行きますと、生徒・保護者の評価を反映した絶対評価でお願いしたいという点は、あと職員の方と合わせて再度出させていただきたいと思います。

(松井知事)

職員の方と合わせてというのはどういうことですか。

(中西教育長)

評価はそっちでということ。

(松井知事)

評価は今教育長が言われてる、教育公務員の皆さんは、外部からの声も評価の中に入ってくるんだからという意味ではそういう形になりますけど、それでは職員基本条例とは評価の仕方が違うということになりますよね。

(橋下市長)

細かな文言は後でその議論になるかと思うんですが、前言ってた保護者の意見を反映してとかいうことではなくて、仕組みづくりが問題ですけど、ダイレクトに保護者の方に適格性の調査の申し立て権といいますか、そうなってくると評価はあまり関係なくなってきた、保護者がどうするかというのを、評価は評価で意見の反映は必要なんです、校長がきちんと評価して、あとで話すボーナス査定みたいなものを校長に出さないといけないと思うんですけど、その評価の話と適格性の調査という所はちょっと分けて、適格性調査の所は評価がどうのこうのじゃなくて、一定の何かの仕組みで、この先生ちょっと一度ちゃんと指導研修やってよという保護者の権利は認めてあげないといけないんじゃないかなと。しかもその後、申し立てをやった後に、次に誰が指導研修をやるのか、これは教育委員会の責任になると思うんですが、最終的に適格性を絶対評価で、本当に適格性があるかどうかを判断する権限者をまた教育委員会が独占するような形になるのか、ここに今度、市では外部の有識者を通じて面接とかをいろいろやっていくんですけども、そういう外部の声も元にして最終適格性を判断するかどうかということなんですけど。職員基本条例とは分けますよね。

(中西教育長)

今市長ご指摘の点は、我々はダブルで行かないといかんと思っていまして、まず授業評価の方は生徒からのアンケートを徹底させる。今かなりできてきてるんですけど、かなりばらつきありますので、すべての学校で同じレベルでできるように。それを授業評価に反映させる仕組みづくりと、もう1つは今ご指摘のありました、不適格な教員をピックアップする。その作業の中に生徒・保護者、第三者の意見を反映させる仕組み。その両方を追求したいと思います。

(橋下市長)

その時に、もともと維新の会が問題提起したのは、指導不適格の教員の指導研修とかそのあたりが保護者の感覚では甘いというのが僕らの政治感覚、まさに民意を受けて甘いという問題提起をしましたから。そこで保護者の意見を反映してということになると、また決定権者が教育委員会サイドになるのは、それはまた僕らとしては違うということになって。また5%の枠はめなくてはいけないんじゃないかということになりますから。調査に乗せるプロセスの所が、保護者はどういう仕組みですかは考えないといけないですけどもね。1人の個人のお母さんが言ったからって調査始めたりしたらえらいことになりますから。学校でどういう機関にするのかは考えないといけないですけども、言った以上は適格性を調査するということで、ある意味教育委員会の義務付けプロセスですね。そういう仕組みにこだわってるんですけどもね。単に反映するとか声を聞くだけじゃ、保護者の今の感覚とは違うと思います。調査した後に適格性があるってなれば別にそれでいいじゃないですか。巷で言われてるように、すぐさま排除じゃないですから。指導研修をやって最後は絶対評価が入りますので。そのプロセスを入れる所は保護者サイド、生徒サイドの方に申し立て権、教育委員会サイドに対しての義務を、しっかりとそこは明記しないといけない。

(陰山委員)

要望なんですけれども、ここ一連の中での教職員評価というのは不適格教員の排除というのが強く出ていて、私たちも実際預かっている教職員がいて、これは一番悩みの種なんですけど。ただそういう不適格な教職員を排除すれば学校教育が良くなるかといえば、実際はそうでもない。そうした中で人材の育成、それから適材適所たる管理職の登用みたいなものが一連の流れの中でやられていかなければならないと思うんですね。ですから府民感覚という点では極めて単純というか、自分たちが子どもの頃に教わった先生が校長先生やってるかどうかな。ここの所じゃないかと思うんですね。ところがいろいろな世の中のややこしい力学が加わって、いい先生ほど大人相手の仕事が増える管理職は嫌だとなる。ここの所に大きな問題があると思うんですね。ですから不適格職員の排除についてはやっていただいていいんですけど、やはりいい先生を増やす、いい先生が管理職になっていく、その先生の中の代表の人が各市町や府の教育長になっていく。というような所が一通貫で見えていくということが、教職員の採用とか登用に関する安定性というか信頼性につながっていくと思うんですよ。そういう所で、ちょっと僕は今その所で言うと、切る切るみたいな話が強調されてる部分は少しくまく考えていただいて、いい先生が管理職になっていく、これは校長任用の所で書かれてるんですけども、その所でもうちょっと一体化した知恵がいるんじゃないかということは思ってます。

(松井知事)

府立学校条例は初めて統合本部でやるので、説明してもらった方がいいと思うんですけどね。

(藤井次長)

前回ご説明させていただきましたので、簡単なポイントだけを。資料1の3。第2章、府立学校の配置及び通学区域。第1条の1項では府立学校の配置について生徒数、志願動向、府立学校の特色、地域特性

等を総合的に勘案して効果的効率的な配置に努める。第2項の通学区域につきましては保護者等の意見を聴き総合的に判断すると。一番後ろの附則で2年以内に判断するものという期限を設定しております。第4章が前回少しご議論いただきました、府立学校運営のPDCAを明確化するという所です。指針を5条で教育委員会が策定した上、第7条で示しております学校経営計画については校長が定める、その中で学校目標を定める。経営計画の策定に当たっては第3項、学校協議会の意見を聞くものとしております。学校協議会は12条に規定しておりますが、それぞれの学校に設置するというので、委員は地域・保護者等から校長の意見を聞いて委員会が任命をいたします。8条では校長の経営計画推進のための経費を要求するという校長の権利を規定いたしました。9条では地域住民との連携を規定した上で、10条では各学校において学校評価、先ほどの学校経営計画の目標達成状況について学校評価を行う。その評価を行うにあたって第10条2項ですが、まず保護者等による学校運営評価、生徒等による授業評価を踏まえた上で、さらに学校協議会の意見を斟酌して学校評価を行う。この学校評価の結果を踏まえまして、第14条、委員会は学校評価の結果を校長の任用及び勤務成績の評定に反映いたします。校長の任期付き採用につきましては3ページの13条にございます。ここでは学校教育に関する熱意・識見等を勘案して任期を定めた採用の拡大を図るという基本方針を示しております。その上で任期付校長の採用数の拡大を図っていきたいと考えております。続いて4ページのポイントは今ご議論いただきました17条です。教員の勤務成績の評定にあたり、先ほどありました生徒による授業評価を斟酌して行うとしております。以上が府立学校条例です。

(松井知事)

学校の通学区域について、2年以内という説明がありましたが、自分としては25年度からできるようにしたいと。

(中西教育長)

25年度というのと、あと1年なので、周知期間を考えると無理だと思います。結論を出すのに2年を設定しているのは、しっかり議論を尽くしたいという思いがあるからですが、どうしてもということならば、1年に短縮して、方向を出すというのがぎりぎりの見解。

(橋下市長)

これは2年以内に判断するということですか。

(中西教育長)

2年以内に結論を出すということです。

(橋下市長)

となると実施はそれから・・・。

(松井知事)

25年は実施というところに・・・。

(中西教育長)

こういう大きな変更で皆、生徒たちはこれから進路選択に入るわけだから。

(松井知事)

24年度はもう大体進路が決まっている。だから、25年度の進路で。

(中西教育長)

25年度入試で学区を撤廃するというのは手続き的に無理だと思います。ただ、結論として、1年間でこれから検討を尽くしてということであれば努力したい。

(橋下市長)

今、4学区ですよ。進学指導特色校や総合学科などは全府一区でやっていますよね。4学区で校数でいったらどのくらいありますか。

(中西教育長)

生徒のシェアで言うと、4割くらいが学区関係なしで進学しています。

(橋下市長)

4割ですか。じゃあ、教委は学区を撤廃することのデメリットはどう考えていますか。

(中西教育長)

両面ありますが、中学校の進路指導も含めて、きちんとした検討ができていないから、時間を頂戴して検討会議を開いてコンセンサスを形成したい。また、議会でも相当多様な意見があるのも事実だし、議会での議論もできていません。その点は、識者の声、ニーズの把握をして、議会での議論を尽くしたいと思っています。

(橋下市長)

学区のところだけに焦点を当てると、メリット・デメリット論が出てくと思うが、進路指導のあり方から全部変わってくると思います。学区を全廃すると、進路指導も今のよく分からない関係の中で、学校独自の情報で決めることもなくなる。これまでは紋切り型の流れで、点数で切るのはダメだダメだと言ってきたが、実際、高校進学は点数で決まるわけで、これで実力テストをすれば、むしろ進路指導は楽になって、現場の若い先生方からの歓迎の声は大きい。今まで情報収集してやってきたが、アメリカのSATでしたか、ああいったものをやって、これまで内申書にせよ何にせよ不透明感があるので、生徒の方にしても、「あなたの実力はこれくらいだからここへ行きなさい」と言われた方が、教委が考えている以上に、納得すると思う。そういう意味では、学区を撤廃した方が、一気に進路指導から何から変わって、むしろ中学校の先生方の負担が一気に減ると思いますが。どうでしょう、市教委の方、今の進路指導大変ではないですか。

(沼守次長)

大阪市も定時制も除いて20校ほどある中で対象となる学校が4校あって、府と一緒に考えさせていただく形になっています。ある意味、大阪府の方では入試については多様化、個々の個性を認めるということで、この間、かなり変えてきている。そういう意味では、一つには、子どもたちをどうつかむかということと、教員が多様化にどうついていくかの問題がある。大変なのは、子どもたちの学力をどうつかむかということで、教員が多様化する入試制度についていけないのは教師の力量のなさで徹底的に鍛えていかないといけないと思っている。また、内申の問題も、無くせば、荒れる子どもが出るのも事実。これにどう対応するか、心の問題も含めてトータルで考えていきたいので時間をいただきたいと思っています。

(小河委員)

教育常任委員会でも制度を変えようということで具体的に提案して準備してもらっているが、これは大変なこと。これを25年度に実施しようとするものすごい現実が待っている。さらに、学区撤廃となると、

進路指導のデータも変えないといけない。確かに問題があつて制度そのものを変えてしまえば楽ではないかということには私も賛成だが、根本的に変えるということになると、制度の問題だけではなくて、生身の生徒への指導が入ってくるので、いま2年生がこれに対応できるのか、1年生なら何とか対応できるだろうとか、実際の時間的スパンを考えていくと、そう簡単なことではない。これまで指導していなかった部分までしなければならないとなると情報の整理も必要。何万位の人が動いていかねばならない。気持ちは分かるが、1年後すぐ実行とは言えない。

(堺屋顧問)

文科省の人はというか、教育関係者はいつも時間がかかるとか難しいとか言われる。私自身高校へ行っている時に制度が変わった。そもそも新制高校なんて突然できた。生徒の方が先生よりよほど考えている。1年でできるかどうかで、来年の生徒は人生が決まる。現場は頑張つてやって当たり前。子供の将来を背負っている。手続きがどうのとかよく言うが、いいと思うのなら、悪いのなら構わないが、いいと思うのならすぐやるべきではないか。文科省の人と話しても、何年かかるとか、延々聞かされるが、いいと思うのなら、どうやってやるかを考えてほしい。

(小河委員)

来年のことではなくて、実際にこの4月から実行に入るのだから、様々な問題が5万人がどう動くかにかかってくるわけだから、そう簡単にはいかない。次第、次第に現実に対応していくだろうが、そこに至るまでの混乱やジャッジミスが起こるだろうから、出来るだけ、現実の問題として、混乱が起こらないようにしたい。

(松井知事)

でも、私学には校区はない。他府県にもない。大阪だけじゃなくて京都でも奈良でも、行ける状況にある子どもはどこにでもいける。

(小河委員)

言っておられることがよく分からないのですが。

(松井知事)

公立から私学へ行く子にも進路指導はしていますよね。このことの議論になぜ1年かかるのか、また、1年かけて議論して、やるかやらないかをその時に決めましょうというのがよく分からない。

(橋下市長)

この議論になるといつも公立の話だけになるが、なぜ公立にだけ学区が必要で、私立には学区がなくても進路指導できているのかが疑問。なぜ、公立だけになるとできなくなるのか。理由を教えてほしい。

(小河委員)

経験から言うと、私立の場合、兄弟が行って言っていたとか、知り合いが行っていたとか、かなりパーソナルな情報が入っている。先生からの情報もあるが、出来るだけ見に行つて情報を集めている。私立は特定化されている。

(橋下市長)

公立にも兄弟はいる。

(小河委員)

それはそうだが、公立高校の基本的な情報を整理するのは教師の側に責任がある。私立では、

(橋下市長)

それはどうか。どういう違いがあるのか。公立の情報は先生が整理していて、私立は整理しないという
と私立が怒ると思いますが・・・。

(川村教育監)

進路指導と一概に言うが、一人ひとりの家庭環境とか、学習指導で言うと、よくできる教科のこととか、
先ほど沼守次長が言われたが、選抜の中身について、私立はすべてよく説明できていると思う。学区撤廃
になると、例えば、普通科のほかに国際科を受けたいとなれば、選抜科目も変わるし、比率も変わってく
る。保護者があそこをめざすためにと塾へ行かせるということもある。普通高校は5教科の入試になるが、
その中でも、国際科はまた違うので1年では無理ではないか。

(橋下市長)

私立もいろんな学科がある。私立がしっかりと学校説明しているならば公立も同じようにすればいい。

(川村教育監)

その通り。私立は学区関係なく府内全域に対して説明している。府立の場合もそれはそうすればいいが、
受験選抜に特徴のある学校に対する準備をするのに1年の余裕でできるのかと言っている。進路指導とし
てなかなか厳しい。

(堺屋顧問)

中にできない人がいるからできる人もやめさせろと聞こえる。できない人もいだろう。10年たっても
いだろう。だから、早く廃止して、できる人は行かせてあげたらいいと言っている。調べて行きたいと
ころが見つかった人に行けるようにするのが教育ではないか。いいと言うなら、一刻も早く、1年でも早
くということ。

(沼守次長)

進路選択というのはできるかぎり不本意入学をなくすということで、公立高校も私立高校も努力してき
た。公立高校も体験入学、学校訪問をやっている。そういう意味では、制度上の設計は必要だが、基本的
には私立と同様、公立も学区の撤廃は可能だと思っている。そのための制度設計という点で言うと、男女
比率の問題等があるが、府立高校も文理学科を作ったが、ある二つの学校は女子が多いが、それ以外は男
子が多いなど、学校によってかなり違うと聞いている。いろんな形でどういう形がいいのか、子どもたち
へどう説明していくのか考えていくべき。早くやりたいが、1年、制度設計に議論の時間がほしいとい
うことである。それが早まれば早く実施するというので、最低その時間は保障して欲しい。府教委も市教
委も改革の方向は同じだが、検討の時間は最低限保障してくださいということ。

(中西教育長)

今も沼守次長が言われたように、1年の猶予はいただきたい。松井知事の言われるスケジュールで進め
ようとすると、まさに今時点で学区撤廃を徹底せざるを得ない、徹底して周知することになります。
その点、我々はまだ議論が尽くせていないので、その手順、手続きはふませていただきたい。堺屋顧問は
そうおっしゃいますが、反対意見があるのも事実なので、両論をしっかりと検討した上で、1年間を頂戴
してきっちりと結論を出したいと思っている。

(古賀顧問)

だったらなぜ2年になっているのか。判断するのに2年となっているが・・。

(中西教育長)

手順、手続きをきちんと踏もうとすると、我々としては、2年を頂戴したいと思いはあるが、最短で頑張って1年でやりますから。

(古賀顧問)

2年で出てくるから、知事が「なんでこんなに引き延ばそうとしているのか」と思われると思う。いろいろ大変なことはあると思うが、まず最初に、撤廃して何をするのかの絵をすぐ出してほしいと思う。要するに撤廃するのであれば、「これをやりますよ。こういう手当をしないとできないですよ」というのを出して、具体的に数字と言うか、期間を積み上げていくと、25年度からやるとすると期間として無理ですねと説明いただくのがいいのではないかなと思う。あと、基本的な考え方としては、私は堺屋先生と同じで、とにかく今の制度は選択肢を奪っているということから言えば、今の2年生、1年生の人から見ると、「早く決めて実施してください」と「ゆっくり検討しますから」というのはとんでもないという話になると思う。それから、進路指導の話になると、実際には、塾がものすごく大きな働きをしていて、ただ、塾はお金のない人は行けないという問題があって、その場合は、学校の先生や親兄弟に頼るしかない、ただ親兄弟といっても、なかなか仕事が忙しくて、そんなにちゃんと子どもの面倒を見きれないという人がたくさんいて、そんな場合は、先生がしっかりと支えるということだろうと思うが、その辺の態勢をどう作るのか、あるいは、塾をもっと活用できないのか、これは他のところでも議論されていると思うが、これ多分、全廃すれば塾が資料を集めて、ものすごく立派なデータを作ると思うのだが、これをどう活用していくのかとか、お金がない人でも活用できるようにするにはどうすればいいのかとか、そういったことを広く考えていただくというのが必要ではないか。あと、全廃して、不本意入学をなくすことはとても大事なことだと思うが、そのためには、今のしくみでは絶対になくなって、海外ではすでにどんどん導入が始まっているが、要するにマッチングのシステムを根本から変えることを考えてほしい。これは1年ではできないので、すこし時間をおいてということになるが、まずは、全廃したらこういう準備が必要ですよということをしっかり作って議論していただければと思う。確かに大変だとは思いますが、1年でやるというのは、おっしゃっていることはよく分かるので、そこを具体的に議論しないと、何となく先延ばししようとしているのではないかなという議論をしても仕方がないので。

(堺屋顧問)

今おっしゃったので、反対論があるから時間がかかるということ、全員賛成だが手続き的に時間がかかるということと二つあった。反対論があるからというなら、本当に反対の人が多いというなら、府議会で諮ったらいいい話。手続き論で時間がかかるというなら、それは努力次第で、周知の徹底が100%とはいかないが、少し漏れるかもしれないがと言うなら、それはやった方がいい。生徒の方も、今からやったら、私の体験から言えば、1年も前から撤廃の方針だけでも決めてもらえたらありがたいと思う。私が進路指導を受けたときに、大阪大学にはとても通らないからもっとやさしい大学にしろと言われたが、東京大学を受けるのなら勝手にしろと言われた。先生と生徒の関係がピツタリいっていたら、情報は教育長からすごいスピードで流れると思う。だから、どこを心配しておられるのか、反対があるから心配しておられるのか、あるいは、職員の中で抵抗があるから心配しておられるのか、よく分からない。まず、来年からやるという目標をはっきりさせて、どう努力したらいいかというやり方の議論に変えていただきたい。

(山口PT長)

我々の不手際で、予定の90分をはるかに超えて110分になっているのですが、府立学校条例の学区の時

期についてはこのまま議論していただきますが、そこまでは方向性をいただくような議論にしていればと思う。残りは違うステージに。

(小河委員)

誤解があると思います。来年度、今の2年生の高校受験から実現してほしいと言われているのですよね。それだったら、この4月から実際にスタートしないといけない。学校というのは、どういうエリアを受けられるのかと考えると、この3月か2月には全部できていないといけない。それは無理ですよと言っている。

(堺屋顧問)

なぜ？ まだ1月ですよ。こんなに時間があるじゃないですか。

(小河委員)

明後日から2月じゃないですか。

(陰山委員)

一つ基本的なことを聞かせてください。学区を撤廃するということに府民のどのくらいのニーズがあるのですか。ものすごく多くの人ですか。

(橋下市長)

感覚としては多数ですね。僕らの感覚では。

(陰山委員)

感覚的には多数ですか。

(橋下市長)

いろんな世論調査等で僕らも注視しているが、圧倒的多数、おそらく6割から7割くらいの賛成多数だと意識している。世論調査をはっきりしているわけではないが、感覚としてはそう。

(松井知事)

陰山先生、これは別に、学区を撤廃したからといって、例えば、今通っている徒歩5分のところの学校に行けなくなるというわけではないんです。広がるだけです。だから僕たちは反対はないと思っているんです。

(陰山委員)

いや、自分自身がずっと子ども達を中・高へ受験をさせてきましたけれども、その感覚から言いますと、一番困るのは変わることなんです。変わると受験情報が全部変わってくるんです。ただ、申し訳ないのが、昔の受験とは違います。つまり情報戦ですよ。塾へ行かざるを得ないんです。だからそういったところで、経済格差みたいなものがより強力になっていないかという心配をしているんです。ですから、みなさんこう言ったからこうやったんですよということであればいいんですけども、本当なのかということなんです。

(橋下市長)

ただ、経済格差の部分は学校が、大阪市では教育バウチャーを入れ込んでですね、来年に向けて、助成制度をやるということを方針を決めてるんです。これは各市町村ごとだと思うんです。ただ、新しい方向

に動かしていく、それに合う配分を出来るかどうかは自治体の色々な政策の問題になってくるかと思うんですが、学区撤廃というのは、撤廃するだけで選択権を広げるということではなくて、当然、選択制が広がることで情報戦になるというのはおっしゃるとおりです。そうすると情報収集するのは塾なのか学校なのかどうするのか。今までの大阪の教育というのは、紋切りにしない、学力で序列化しないという行政サイドの供給者側の論理で、安定ということを求めてやってきましたけれども、それを変えていかなきゃいけないじゃないかというのは僕らの政治感覚。情報戦になる、塾も情報収集する、学校もやらなきゃいけない、そうすると今の進路指導というものはもう無理だと。そうなれば、統一テストみたいなものが必要になって、今まで大阪府教委が統一テストみたいなものはすごく嫌がってましたけれども、もし個別テストが嫌なんだったら、教育現場の建前論で「序列化するな」ということだったら、高校自体の学力選抜をなくさなければ。学力選抜がある以上、序列化になるんですから。それが変わってくる。そして、教育指導のやり方も変わってくる。そういうもので、変えていかなきゃいけないというところのとっかかりのところが通学区域のところなんですけれどもね。

(陰山委員)

今の話を聞くと、子ども達が塾に行くことを前提とした生活を始めるわけですね。

(橋下市長)

だから、塾に行かなくてもいいように、今度は公立の小中に頑張ってもらわないといけないんです。今までと同じやり方だったら、僕らの感覚では非常に公立の教育に対しての不満を持ってる。私立と対比した時に、もし金があるんだったら、みんな私立の小中に行かせたいというのが僕の感覚なんですね。そうであれば、公立の小中に、今までの考え方をがらっと変えて、それに対応できるように、教員の考え方を変えていくというのが、この学区制撤廃から動いていくと思うんです。

(陰山委員)

学区制の撤廃だけでなく、学校の全部を変えていくということですよね。だったら、ますます時間がかかる。

(橋下市長)

もちろんです。それで教育基本計画、学校運営条例も、そんなことやってたら校長の年功序列の人事なんかじゃ対応できないですよ。マネジメントできる校長じゃないと。教員だって今までのような人事では絶対保護者から文句出ます。こういう形で、今みたいに何も動かない、固まりになっている教育行政がうわーって動かしていくのが、学区撤廃して、じゃあ進路指導はどうするのか、教員の評価はどうするのか、校長人事はどうするのか、全部そこを連ねてですね、今凝り固まっている教育行政を動かしていくということであれば、あとは期間が。

(堺屋顧問)

陰山先生は、学区制撤廃そのものに反対なんですか。それとも、時間がないから反対なんですか。

(陰山委員)

学区制撤廃が本当にいいのかどうかというところのメリットが僕には見えないんです。

(堺屋顧問)

だから、反対なんですね。

(陰山委員)

反対か賛成かがわからないんです。ですから、そのところはきちんと確かめた上で、問題点がどこなのかということを含めて、確かにね、問題はあるんですよ。特に大学入試のところにも言える、予備校の活性化が進みましたよね。あれがなぜかといったら、学区制じゃなくて、情報戦だからですよ。だから高校レベルでもおりてくるという話ですねという話になってきますよね。そうであるとするのならば、学校体制から教職員のところまで、変えることにはそれなりの時間をかけるべきだと思うんです。どちらでもいいんですよ。ただ、この10年に渡って大阪の教育が良くなっていくという確かな確信が末端の教職員に届くところまでの時間は、私はいると思いますね。

(堺屋顧問)

それだったら5年や10年の話じゃない。もっと時間がかかる。そもそも、学区制があるべきかないべきかというのは、もう昔からずっと議論されてきたんですね。私は、学区制撤廃で唯一残念なのは、私のときは小学区制だったんですよ。その時は住吉高校というのは4つしか学校のない学区の中で1番だったんです。それが天王寺と一緒にあって2番手になってしまったんです。そういう結果はありますが、それ以外は選択の自由、あの高等学校はこういう個性があるのかというのは認めていいんじゃないかと思うんです。70年代には東京都の小尾教育長が学校格差をなくすのが大事ということで、学校群を作りましたが、それで東京の公立高校は総じて悪くなったと思うんです。だから、学校選択の自由というのは非常に重要だし、それにあわせて先生もそれぞれの学校の特徴を生かして、情報発信を精一杯やってもらっているというのは、正しいと思います。手続き論で時間がかかるということと、そもそも反対ということと2種類混同していますが、まず、根本的にこれが良いということであれば、あくまでどうやって早くやるかという議論ですよ。そこを混同しているから、ちょっとははっきりしてもらいたいです。私は学区制は出来るだけ早くなくす方がいいと思うし、そのためには、100%完全ということではなくても、はじめた方がいいと思いますね。

(松井知事)

撤廃に向けて、丁寧に制度の説明もしていかなければならない、制度設計もしなければならぬということでしたら、26年に撤廃に向けて制度設計に入ることによってどうですか。

(橋下市長)

これは条例なので、「反対」とか議会で議論がありますから、教育目標の設定のところもそうですが、これまでの行政のやり方で、この段階で反対の議論があるどうのこうの議論ではなくて、これはもう知事決定で、26年度に撤廃すると。それで議案提出して反対意見があればそれは議会で。市民団体とかの反対意見を聞いていたらもう収集つかないので、そのために議会があるわけですから。それは議会で徹底議論するために、26年度の撤廃だと、それに向けて進路指導から、内申書も相対評価ではもうもたないと思うんです。全体でいくのに豊能町と岬町で各学校ごとで相対評価でやってたのでは、絶対に保護者からクレームが来る、学校ごとに5段階なんてつけるなよというクレームが来ますから、そうなれば内申書の在り方も絶対評価に切り替わり、じゃあ、どうやって情報収集するのかということになれば、統一テストをするのか、制度設計がいろいろ必要になるかと思うが、そこは知事が言われるように、26年の学区撤廃に向けて、1年で制度設計をします。様々な課題を検討して、公立も必死になって、この間、番組で吹田高校が一生懸命PRを始めたというのを見たが、やっと公立高校もいま動き始めたので、26年に向けて、制度設計を1年やって、25年度から周知するという方向で、条例を実際に出して議論をするということで、知事はどうですか。

(松井知事)

僕はそれでいいです。

(陰山委員)

とにかく、改革を急ぐスピード感は私たちも大事だと思っていて、誤解ないようにしていただきたいのだが、急ぐという点では、人に負けないつもりで、急いでやるのですが、それ以上に大事なのは教育は絶対に失敗してはいけないということ。だからそういう点で必要な時間はいただきたい。

(橋下市長)

だから、判断とかいうことではなくて、26年度にやるということで、この24年度で制度設計に入るということですね。附則のところで2年間でいろいろ議論して最後判断するということだったが、撤廃、まあ、それがいいかどうかは議会に提案して、議会で議論するというので、否決になるなら否決になるのだろうが、やるということで制度設計に入るということですね。

(松井知事)

まだ1年2か月あるわけですからね。十分議論できる時間はあると思うし。

(中西教育長)

教育委員会のスタンスはもうすこし時間がほしいということ。

(松井知事)

わかりました。

(中西教育長)

知事が決定されたということで、いまこの場で教育委員会が了承ということではない。全く議論が尽くされていないので。

(松井知事)

だからこれから議論を尽くすわけで。

(中西教育長)

ですから、1年間の期間をおいて判断するというのが、いま、市長が言われたように、決まったことで制度設計に入るというのはちょっと違うので。

(松井知事)

26年に撤廃するというので、制度設計をするに当たり、問題点を議論すること。できないという理由ではなくて、やるための問題点を解決していくということ。

(中西教育長)

今の我々の条例の立て方で、附則の期間を2年を1年にするということ。

(橋下市長)

いやいや、それは1年の間にやるかどうかの判断をするのではない。1年以内に実施するための制度設計をしてしまうということ。

(中西教育長)

だから、この場で方針決定せよとおっしゃっているんでしょう。それが、議論が尽くされていないでしょうと言っているのです。

(橋下市長)

それは政治的には議論を尽くしている。それは政治的に議会で議論すべきであって、これを出して、ダメだったら議会でペケにすればいいわけだから、あとは、教育内容の問題ではないので、学区の撤廃というのは、ある意味、議会で条例の中で決めるという、まさに地教行法の扱いでいけば、教育委員会マターではなくて、政治マターで決めさせてもらいたいということ。

(中西教育長)

政治マターですか。了承したというスタンスではない。

(橋下市長)

議会の中で決めるということです。

(総山副知事)

前提条件が、市長ずっと言われている学区の撤廃だけじゃなくて、内申書の問題とかさまざま条件がいるわけです。そういうことを詰めていって、方向性としては撤廃だということ、ただ、「結論だけ、教育委員会、これでいいだろう」というのはちょっと殺生やと思う。ちゃんと制度設計させてあげてください。そこは、教育委員会としてやると言っているのだから。ただ、ここで決まったというのだけはやめてほしい。学区の撤廃を教育委員会として了承したというのは。

(橋下市長)

教育委員会としてはですね。ただ、議会で決めてしまえばこれは決定になりますから、いずれにせよそれに向けて制度設計してもらわないといけないんですけどね。

(総山副知事)

だから、議会でも納得していただけるように、撤廃だけじゃなくてどういう関係条項を組み立てていくのか、そこから教育委員会にはちゃんと議論にかけてもらう。最終的には議会の了解をいただかなければならないが、教育委員会がこれで了承したという事ではない。

(橋下市長)

市教委の方も、そういう方向性で。

(沼守次長)

府立高校の方がそういう事であれば。

(橋下市長)

これから制度設計という事になるので、それを前提に進路指導とか内申書の問題とか現場でいろいろあると思いますので。

(沼守次長)

それもあわせて、現場がスムーズに動くような制度設計を議論していきます。

(橋下市長)

中学校の学校選択の方も同じように。

(山口PT長)

残りいくつかありますが、主に教職員の評価とか職員に係るところがあるので総務部も入って議論させてもらうという事でいいでしょうか。

(松井知事)

校長の公募のところと統廃合のところを議論させていただきたい。

(山口PT長)

少し、進め方を相談させていただきたいので、休憩させていただきます。

《 休 憩 》

(山口PT長)

時間になりましたので再開しますが、今後の運営ですが、本日は教育基本条例に絞って議論するという事で、職員基本条例は次回に回させていただきたいという事で、4時10分頃まで、残り時間議論をお願いしたい。それでは教育長からご説明をお願いします。

(中西教育長)

統廃合と校長の公募制についての2点について、原先生からご指摘をいただいていますので教育委員会から補足説明をさせていただきます。まず、統廃合ですが、資料1-3の府立学校条例の第2条で「府立学校は教育の普及及び機会均等に配慮しつつ、将来の幼児・児童及び生徒数、志願の動向、当該府立学校の特色、所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的な配置となるよう努める」という規定を置いています。平成26年ぐらいまで生徒は増加しますが、それ以降、生徒減少に入りますので、我々はその見通して府立学校の再編整備、特に統廃合を含めてやるつもりです。これについては教育振興基本計画で具体的な計画を明らかにしたいと思っております。もう一点、校長の公募ですが、これは第13条で「任期を定めた採用の拡大を図るものとする」という規定を置きまして、原先生からは大阪市の区長のような形で外からと内からと同じような形でしづらいではないかという問題提起をいただいておりますが、私たちも基本的に同じ考え方です。やり方としては、毎年30人前後の退職者数が出てまいります。退職した枠については公募で募集し、外からと内からと同じように競っていただいて選考するというやり方を何年か続けていけば、維新の条例では8年で全て公募という事でしたが、それに近い状況になるのではないかと思います。それについては、もう少し細かく制度設計をしようと考えています。

(松井知事)

統廃合が第2章2条のところに規定されているという教育長の説明ですが、「教育の普及及び機会均等」というのを入れているのは当たり前だと思うが、現在の府立高校で定員割れを起こしている学校の問題をどうしていくのかというルールを、この学校条例の中に示してもらいたい。総論としては、教育の機会均等に配慮するというのはいいですが、実際に定員が私学に移り、府立高校として今現在、魅力がなくなってきたために生徒が集まっていないという事なのですよ。そういうことを踏まえた中でのルール化をしてもらいたい。

(中西教育長)

具体の再編整備の計画については、振興基本計画の中で再編整備の計画としてお示ししたいと思ってまして。定員割れをしたというそこだけに着目して画一的なルールにするのではなく、もちろん定員割れの状況ですが、それ以外にも学校の配置状況、特色のある学校の配置状況といったことも踏まえて生徒数の減少に合わせた教育体制づくりができるようしっかり考えていきたいと思っていますし、平成10年以降、生徒数が減る中でもそういう考え方で相当数の学校の再編整備をやってきましたので、そこをしっかりと踏まえてやるつもりでおります。

(橋下市長)

市長として公立の保育所の民営化の話をする、公立の役割という話が必ず出てくる。そこは色々役割はあるのだと思うが、選ばれていないという事実は非常に重い。何よりも重いと思います。行政というのはそこが抜けてしまって、特性だとか公立の役割だとか色々な理屈をつけて言うが、それをはるかに超える要素として、選ばれていないという事を軽く見過ぎだと思う。選ばれていないことをどうするのか。色々な要素はあると思うが、選ばれていないことをひっくり返すほどの理屈というのはよほどのことがないと難しいでしょう。たとえば、障がいのある子どもたちをしっかりサポートしますよというのであれば、定員割れで判断する問題ではないと思うが、普通校ですからね。私立と基本的には同じなわけで、私立は選ばれなかったらアウトですよ。地域の特色だからという理屈でお金は突っ込まないわけじゃないですか。そこはなぜ公立は違うという事になるのか。

(中西教育長)

私立でも志願の多い学校と定員割れをした学校との二極分化は激しくなっていますから、維新の会で提案されたような連続して定員割れをした学校はつぶすというような考え方をすると、かなりの私立学校が必要なくなるという事になるが、そこは定員割れをしたという事だけではなく、学校も存立していくための努力を行いますし、公立も今の状況は厳しいですが、その中でどうやって生徒を集めるのか、そこについては懸命の努力を行います。かねてから市長がご指摘の、定員割れの事実を重く受け止めて考えろということはおっしゃる通りだと思いますので、そのことも含めてしっかりと再編整備の計画を作りたいと思います。

(松井知事)

私学の場合は何年も続けて定員割れを起こすと、経営コストの部分で何とかしないと潰れてしまう。定員割れに合わせた経営コストに、経営者がコストを削るじゃないですか。公立は定員割れをしてもコストを削らずに生き残るじゃないですか。潰れることはないという事です。私学は潰れてしまう。私学は定員割れを続けているけれど学校として存続しているのはなぜかという、その都度、経営コストを見直しているからですよ。公立の場合は経営コストを見直さないところに問題があるが、見直そうとすると廃校の手続きに入らないと見直しはできません。そこをどうするんですかという話です。

(中西教育長)

学校ごとに経営努力をするという点で公立はこれまで以上に厳しい努力をしなければならないという事は、ご指摘も含めて我々も努力はしたい。しかし、そのことと連続で定員割れをしたことを学校の統廃合に繋げるのはちょっと違うと思いますので、その計画を、知事・市長ご指摘の点も踏まえてきちっと作りたい。教育振興基本計画の中で明らかにしていきたいと思っています。

(堺屋顧問)

私立の場合は例えば特定の宗教や特定の職業のために赤字でも経営しなければならないという場合が

あるが、公立にはそういうことはない。東京都の場合は伊豆大島など島部に配慮するという例があるが、大阪府の公立にはそういう問題が一番ないんですよ。通学で通えないような地域はそんなにないしね。私が思うに、定員割れが続くような選ばれない学校に知らずに入った生徒は可哀想。人気のある学校はどんどん大きくなって、いい教育を受けられるように淘汰していくべきだと思います。具体的に、定員割れが続いていてなお残さなければならないというのはどういうケースなのか、ちょっと考えにくいんですよ。

(橋下市長)

ずっと定員割れでも残さなければならないというのはどういう理屈なのか教えてもらいたいですね。

(中西教育長)

定員割れがずっと続いているのに残さなければならないという事を申し上げているのでは、決していないです。ただ、維新の会で示された、3年連続で定員割れをしたら統廃合というのはあまりにも乱暴だと思いますし、定員割れが続いても定員割れの程度もありますし、大阪という狭い地域ではありますが、北から南まで様々な地域がありますから、その中で地域に支持されつつ、若干定員が割れている学校も現にあります。そこは、その学校の特色と地域の特性を踏まえて通学するエリアがどうなのか、エリアの中でも学科構成はどうかを踏まえたうえでの再編整備の計画を作って行きたいと思います。

(松井知事)

これから全体的に生徒数が減る中で、機会均等に配慮するのはいいが、一つのルールとして3年連続で定員割れをして改善の見込みがない場合は統廃合という維新のルールに乗せるのに何の問題があるのかが分からない。改善の見込みがないのに。

(橋下市長)

教職員と職員基本条例の時にメディアにネガティブキャンペーンをされた時と同じで、自動的に免職とか自動的に廃校ではないですからね。教職員も職員もDランク評価を2回受けたところで一回適格性を観るわけですよ。今回統廃合の問題も3年連続して定員割れして、さらに計画とかいろいろなものを学校から出してもらってそれでもなおダメだと判断されれば、それでもなお残すという話にはならないと思うんですけどね。

(藤井次長)

今、市長と知事がおっしゃってるのは、府立138校ある一校一校の状況を見て一校一校で判断しろという事だと思う。ただ、府立は138校で1学年5万人の生徒がいる中で、例えば定員割れの学校が2校あって、それを1校にすれば一方は埋まるかもしれませんが、教育委員会としては普通科をどうするか、専門学科をどうするかという全体の配置の中で全体のグランドデザインを府立学校として描く必要がある。もちろん生徒数が減る中で不必要に学校を残すという事を申し上げているのではないが、一校一校に当てはめる各論のルールではなく、全体の計画を立てさせていただきたいということを、この条文で申し上げています。

(橋下市長)

定員割れ同士をひとつにまとめればそれで改善になる。そういう具体的な話をしてもらえるかという事なんです。全体計画という事になって、定員割れの学校がずっと残るという事ではなく、定員割れをして改善の見込みのない学校を2つあわせれば一つ分は改善の見込みが立つ。もう一方はダメねという事で、じゃあ閉めましょうという、具体的な話なんですけどね。

(中西教育長)

そういうまさに今いったような全体を踏まえた具体的な計画を、我々は振興計画で作りたいと考えています。ただ、今、定員割れの状況の中でも懸命の経営努力をしているところもある。私はその努力を加味していきたいと考えています。割れた学校を統廃合の対象とするのではなく、割れたという事実は踏まえますが、全体をどうするのか、その計画をしっかりと作りますのでそこをご覧いただきたい。

(橋下市長)

統廃合という事があるから必死さが出るんだと思いますけどね。そこは行政の感覚と民間の感覚の違いかもしれないが、統廃合というものがバックにあるから、そうさせないように一生懸命になるのではないのでしょうかね。

(中西教育長)

それはむしろ逆だと思います。維新の案が出た時も学校現場では機械的につぶされるという懸念が非常に強くあった。

(松井知事)

教育長のおっしゃる大きい案をいったん作ってもらったらいいいんですよ。作ったら、中で、次は作った中のルールがいるじゃないですか。それでも今生徒が私学を選ぶような状況になっているが、案を作っても子どもたちが公立の魅力を感じずに、公立に行こうという行動にならなかったときのルールを作っておきましょうよという事。そこはルールが必要なんじゃないんですか。

(中西教育長)

ルールも言い方なんですけど、今、藤井次長が言いましたように、個々の学校に当てはめるルールという事ではなく、全体の配置を観ながら計画としてきちっと精査をしていきたいと思っています。

(堺屋顧問)

全体計画を作られるときに、定員割れの学校は統廃合して生き残るという解決もあるが、基本的には3年続いて定員割れの学校は赤信号、レッドカードですよ。それをはっきりしておかないと、全然改善をしないで生き残れると思われると困る。だから、定員割れのところは原則統廃合になるか、廃止になるか、そういうルールはしっかりしないとイケないと思いますよ。全体の計画、全体の計画と言って全体の計画の中で生き残ったらいいいとって、のほほんとされると困る。普通の民間企業で3年結果が出なかったら廃止になるのは当たり前ですよ。学校も厳しい淘汰の中でこそ生きてくると思う。

(中西教育長)

そこは我々もしっかり踏まえて、いわゆる甘えが出ないように努力はしなければならないと思っている。考え方の原則は条例の第2条で書いているような方向でと考えています。

(上山顧問)

やや第三者的な意見になるが、日本の行政って国立・私立・公立が入り混じっている。病院も美術館もそう。小中学校は義務教育だから別枠だが、高校になったとたんにそうです。しかも、千差万別、地域によってずいぶん違う。それはそれで日本の特性としてとてもいいと思うのだが、この議論については、大阪府民の立場からすると、あるべき姿を描くことができるのではないかと。たとえばこの分野は私立が中心に頑張っしてほしいとか、この地域は公立が頑張っしてほしいとか、そういう客観的な評価をするのが本当の教育委員会の仕事。一方で府立学校の個々の目標管理をやって、お前の所はあまりにもパフォーマンスが

悪いから3年経ったら廃止だとか、AとBはくっつけという経営者の仕事、事業部長的な仕事も、多分、一方でやらなければならない。病院なんかの場合は健康福祉部のようなところが前者をみて、病院管理局のようなところが後者をみていて機能分化している。しかし、教育委員会の場合は話を聞いていると、機能があまり分化していない。さらにややこしいのが、マクロの話があつて、目標を達成しない高校の統廃合と言っても機械的に全部足すと定員の2割に達しました、したがってそれを機械的に切ってしまうと高校生の行き場がなくなってしまうという算数の問題がある。これは公営住宅の廃止の話の時に散々出てきた話なんです、個々の事例を見ると廃止した方がいいが、それを全部足して戸数を数えると数万戸にもなつて、民間では急に吸収できませんという問題が一方で出てくる。ミクロの管理とマクロの管理というのは経営者のセンスでやっていかなくてはいけなくて、そこは厳しさが足りないと言っているし、堺屋さんもおっしゃっているとおりで、その基準の指標が見えないんですね。一方でそもそも高校の役割分担として地域別、分野別、国立・公立・私立がどうあるべきかという将来ビジョンをだれがやるのかははっきりしていない。これは、極端と極端の組み合わせのようになってしまっている、第三者委員会のようなものを作って、別途全体像の話を考え、一方で大阪府立高校を全部管理する独立行政法人がもし出来たらどういう基準でこれを管理するのか分けて議論した方がいいのではないかと。

(堺屋顧問)

第三者委員会は作らない方がいい。せつかく教育委員会があり、市長・知事がいるんだから。やっぱり、一番最後には予算編成をする市長・知事が責任者ですから。

(上山顧問)

最後はいいんですが、検討作業のプロセスが。材料が足りなさすぎると思います。

(堺屋顧問)

検討作業や資料作りは第三者委員会でやってもいいんですが、とにかく、連続で定員割れの所は統廃合の対象となるという事を明確に表示してもらった方がいいと思う。

(上山顧問)

それはいいと思うが、その次どうするかですね。

(古賀顧問)

だから、多分機械的に廃止というのはおかしいでしょうという議論ですよ。それはその通りで、機械的にやるわけではないとおっしゃっているので、根本的な違いはないと思うんですが、3年定員割れというのは、当然定員割れになりそうだなというところから始まって、これは何とかしなければいけないぞというところでいろいろな改革の努力をするわけですよ。だけど、3年間やったけどできないという結果が数字で出てきたという事になると、3年猶予があるのに改善できないということでは、改善できない可能性が極めて高いと考えるのが普通だと思うんですよ。一律に全部廃止にする必要はないですが、3年も定員割れが続くというのは相当に難しいという事が客観的に証明されたと考えるべきではないでしょうか。3年を4年にしてくれという議論であればまだちょっとわかるんですが、やっぱりその期間定員割れというのは非常に大きな事実だと思いますね。

(橋下市長)

これでまだ確定はしないですけど、入試制度についても教育委員会の皆さんが考えてもらって前倒しをするかどうかという議論が出てきたと思うんですよ。もし統廃合もなく定員割れのままおいておきますよという話になって、私立に流れたから入試制度を変えてくれとかなんとかいう話になると思うんですよ。

今回公立も私立も無償化でどっちでも選べる状況に大阪が踏み出して、実際に公立が定員割れになってきた。そこに統廃合をやるぞという話が出てきたわけですから、さっきのどの価値を優先するかという話と同じですけど、今までは公立はできるだけ入試は後ろの方がいいと、それは入試制度を前倒しにすると入試が終わった後授業が成り立たないからと、いろんな価値、そういう理由で入試制度を前に倒せなかった。でもそんなことも言ってもらえないということで現場の方から前倒しの話が動いてくるわけじゃないですか。だからひとつの全体計画とかはもちろんやらしてもらわなくてははいけないし、改善の見込みが出るようにいろんなマネジメントをしてもらわないといけないが、一つの基準として見込みがない場合は統廃合ですよと言うルールを置いておくというのは当然なんじゃないでしょうか。教育委員会としてはそういうルールの中で統廃合にならないようにするんだったらどういう全体計画を立てるのか。どういう改善の措置をやるのか。そこでルールがあるから、規範があるからそこでマネジメントが動くと思うんですよね。フリーハンドであとは規範もなく、全体計画お願いしますねという教育行政の壁というのを改めなければいけないんじゃないでしょうかというのが維新の会の考え方ですから、基本は3年で改善の見込みがない場合は統廃合。その枠の中で改善の努力をやらしてもらおう。今まではあまり地方議会でルールを設定することはなかったもんですから、行政サイドとしては何でそんなに枠はめられるというのがあるのかもわかりませんけれども、3年で改善の見込みがないというのは極めて妥当な感覚だという気がする。そうならないように全体計画だとかマネジメントをしっかりやっていただきたいということ。

(生野委員長)

今の3年だったら統廃合するというのは、断定されてしまうと非常に機械的な感じも受けるわけなんですよね。この前陰山先生がおっしゃったかもしれませんが、定員割れした時には努力はもちろんするけれども、転入が少なくなってるという場合もある。若い世帯もなかなか入ってこない。それから交通的な問題とかいろいろなことがあって、努力を超える場合もあったりするんだけれども、ただその地域に学校があるということが子どもたちをすごく支えてる部分もあるんですね。歴史とか伝統があってその卒業生だ、卒業生が続いてる、それに支えられてということがあるんですね。ですからそういうことも大事にすると、非常に心情論ばい言い方になりましたけれども、せめて統廃合を踏まえ、含んで検討するというか、統廃合も含みますよね、3年も続けば。それは非常に理解できるんですけども、ちょっと余裕を持たして、即統廃合じゃなくって。

(橋下市長)

即じゃないですよ。改善の見込みがなければ。行政は義務を課するのが嫌なのかなという思いがあってですね。義務なんです。行政に対する。もうこうならないようにしっかりとやってくださいねという、改善の見込みがあるように計画立ててもらって、やってくれればいいんですよ。

(生野委員長)

改善の見込みというのはOKなんです。このあとにそれで即統廃合するんじゃなくって、そういう場合はそれも含めて検討するみたいなニュアンスにはなりません。

(堺屋顧問)

ならない。絶対いかん。大体小学校でもそうだが、一番困るのは先輩出身者なんかが、この学校は残してくれとか言って、繁華街の真ん中に30人くらいの学校があったりするんですよ。それを認めたら生徒がかわいそうなんです。教育環境が悪いところに30人ばかりでちょこちょこして、おじいさんばかりがんばって、俺が出た学校だから残せって言ってね、私の東京の家の近所がまさに典型なんですがね、繁華街の真ん中に小さい学校が残ってるんですがね、かわいそうですよ。そこは例外がないとは言わないけれども、原則というか、まず3年定員割れは統廃合ということにしないと、結局そういう特定の人の感

情というか、愛着というか、そういうもんで残っちゃう。一番迷惑するのは過去に支配される未来ですよ。おじいさんに縛られる子ども。

(橋下市長)

残すという供給者側の論理じゃなくて、何で残すのかって話を考えた時に、学校の校長先生が頑張ってるとか、地域の人が頑張ってるとか地域や学校がいいとかいうことじゃなくて、子どもにとっては定員が満たされるような学校に行かしてあげるとい、子どもの視点に立って考えたら、だからその理屈が、本当に生徒たちにとってその学校が必要だったら定員が集まってきますよ。もう一つは、小学校や中学校と高校が違うのは、高校は地域コミュニティの核ではないです。府立高校と言うのは、生徒がいろんなところから集まってくるわけですから。特定地域の学校だけ地域コミュニティの核にするというのは高校の機能としてはちがうと思いますし、あと西成高校なんかがよく言われるんですが、自転車通学しかできない子どもたちがいるから、この学校がなくなると遠くの学校に子どもたちが行けなくなると言うんですけど、そこは本当にお金がないなら通学代の助成やればいいわけですね。セーフティーネットっていう意味合いが、何のセーフティーネットなのかわからない。学校残すことのセーフティーネットか。自転車とか歩いてしかいけない子どもたちを守るためのセーフティーネットっていうんだったら、いまだに高校でみんな電車乗って通ってますから、セーフティーネットというのは通学代が出せないという意味だったら、その助成を考えればいいじゃないですか。公立高校が定員割れしてでも地域に残さなきゃいけない、セーフティーネットの意味は何なんですかね。授業の中身とかそういう生徒を受け入れる学校が実際にあるから西成高校が定員割れしてしまって、本来ならそこに行ってた生徒が違う私立に行って、そこは私立がしっかりセーフティーネットの役割を果たしてるわけですね。セーフティーネットの意味は何なんですか。

(中西教育長)

今市長からあえて西成高校の名前が出たが、西成なんかが典型ですけど、非常に厳しい状況にある、しかし、しっかり受け入れている。今確かに西成は定員割れしてます。しかし困難な状況で入ってきた子どもたちを3年間しっかり育てて、生きる力をつけて社会に出すという意味で、非常に評価される教育をやってますし、それは西成だけじゃなしに、例えば能勢でありますとか、いくつか定員割れはしているけれども、その地域から支持される教育をやってる、そういう学校は現に存在してますよ。

(橋下市長)

評価されている学校はそれでも生徒が集まってこないじゃないですか。教育内容を批判しているわけじゃないんですよ。しっかりやってもらってるのであれば、いくつかの学校で、西成高校と違う学校で、1校にまとめてそういう子どもたちをしっかり支えますよという方向でよみがえらせればいい。西成の地域から2駅か3駅通学しなくてはいけないという事態になったとしても、お金の問題だったらお金の助成の話になるんで、通学電車に乗っていくのは普通に高校生やってるわけですから、西成高校ががんばっているのは分かりますから、それでも実際に定員は割れてる。そしたらそういう困難な、家庭環境が厳しい子どもたちをしっかり支えますよという高校に2つか3つ合わせてよみがえらせた方がいいんじゃないでしょうかね。

(中西教育長)

実際問題としてはそういう対応になろうかと思います。ただ、頑張りを見て、割れたところを統廃合するというルールじゃなしに、我々は全体を見て計画するんだと、そこで公立に行くという効果的な配慮をするという、全体を見て計画にしたいという思いが非常に強くあります。あえて申しますと、志願の動向、一定期間の定員の充足状況なんかを勘案するという形の案にさせていただいたらどうですかね。

(堺屋顧問)

それはおっしゃることは逆に言うと、定員割れを残して、足りてるやつをつぶすということですね。

(中西教育長)

そういうこともあります。

(堺屋顧問)

それはどういうふうな基準でもってやるんですかね。こっちは定員以上の応募者がある、こっちは定員割れ。誰が定員割れの方が良くて、定員の入っている方をつぶさなきゃいかんと、どういう基準でだれが判断するのか。私はそういう天才的判断をする独裁者というのはちょっと知らないんです。教育委員会はそこまで独裁的でいいんですかね。

(中西教育長)

教育委員会が独裁というのは。

(堺屋顧問)

そうなるでしょう。そういうことでしょう、おっしゃってるのは。

(中西教育長)

定員割れは再編整備を進めていく上でも非常に重要ではありますが、1つの指標。そこで教育なり特性なり、地域での支持なりいろんな要素を総合的に判断しながら、ニーズに応える教育体制をどう作ってくるか。

(堺屋顧問)

もし特殊な学校であるとか、障がい者の学校であるとか、あるいは小学校で通学できない僻地の人がいるのは分かるが、高等学校ですよ。高等学校で定員割れで、要するに保護者というか生徒の支持がない、定員割れも10クラスを8クラスにするならいいが、本当に定員割れの方が良くて、定員以上の方が悪いというのをどうやって判断するのか、私には分からないなあ。どういうことですかね。

(橋下市長)

今までの政治と行政の流れの中で、要は教育委員会にフリーハンドというか裁量権をどこまで渡すかという話でしてね。これからの時代は違うんじゃないかと。僕らがずっと言い続けてきたのは、教育委員会がやってくれていることは否定しないけれども、一定の府民の声を代弁している我々が、教育委員側の一定の義務を課そうという話でしてね。教育長の言われることは分かります。わかるんですけど、それをつきつめて考えると、教育委員会にフリーハンドくれという話なんですよ。

(中西教育長)

それは違います。そんなに傲慢じゃないですよ。

(橋下市長)

でも、全体計画をやった中で、選択なんてできないと思うんですよ。どこを統廃合していくかっていうのは。そこで教育委員会が独自の価値観で評価をして全体計画をやっていくということなんですけど、ある種、裁量権の話だと思うんですよ。僕らとしては3年間の定員割れで統廃合をして、その範囲で全体計画を作ってくださいという話。多分いつまでやっても、裁量権をくれという話と、裁量の幅を狭めると

いう話と、議論としてはなかなか決着つかない。メディアでも勘違いされてるのが、3年間定員割れですぐアウトじゃなくて、改善の見込みがあるように教育委員会に義務を課しているというだけ。改善の見込みをしっかりと立ててくれと。すぐ廃校じゃないわけですから、そうならないように教育委員会は義務を負うということですよ。そこはフリーハンドくれという話はちょっと違うんじゃないでしょうか。3年で統廃合とかそういう声を聞いて、教育委員会の方に3年定員割れにならないようにとにかく全体計画でも何でもいいから、そこはまさに教育委員会の教育マネジメントの範囲。僕は口は出しません。どういう方法を取るか、どの学校をどう取捨選択するか。どういう取り組みをするのかまでは、そこは目標を明確化すれば、手法中身には入っていきませんのでね。いまは目標もはっきりしてない、手法も自由にという話じゃなくて、3年間定員割れなら、統廃合の対象になる、それを回避するためにありとあらゆる手法を使っていたらいいんですよ。だから学校現場の方も3年間で統廃合がどうのこうのではなくて、そうならないように頑張ってくださいということなんですよ。

(中西教育長)

先ほど堺屋先生がいみじくもおっしゃいましたけれども、10クラスの所を8クラスだったらということですけども、3年連続定員割れでしたら、1人2人で3年定員割れ、定員割れの程度もありますし、そこらの要素は集約できないものがある。

(橋下市長)

だから改善の見込みという言葉が入ってるわけですよ。1人2人の所で計画を立てて次そうなる、改善の見込みあるじゃないですか。まさにそこで責任を問われる。今のままでフリーハンドになると議会の方も、教育委員会事務局の方はそういう審判がないもんですから、ある意味3年の定員割れの所が1人2人の定員割れで統廃合だって言ったら非難轟々。それが2割減だと言ったら、それはちょっと待ってよと。もう1つ気になるのは、今回定員を縮小したじゃないですか。私立の方にその分定員を増やしたというすったもんだがありましたよね。そういうのもある意味改善の努力と言えど努力だし、総定員を絞り込んできたならその分教職員の配置っていうものも当然余剰人員ということになるわけですから。はっきり言えば分限の対象という形で手続きをしていかないといけない。こういう形で動いていくと思うんですよ。

(生野委員長)

今市長がおっしゃいました、教育委員会の義務があるという話はずっと入ったんですよ。本当そうですよ。教育委員会は努力するべきですよ。そこを何とか入れてもらえませんか？教育委員会が努力すべき義務があるという。最終責任を持つのは教育委員会ですよ。定員割れした学校もですけどね。教育委員会ですよ。

(橋下市長)

そこはだから、教育基本条例は教育委員会から分権型へ、学校長に責任を持ってもらって、学校長に計画を立ててもらってということで、学校現場に権限を、権限を渡すということは責任を負ってもらわなければならない、教育委員会の義務であろうが何であろうがいいんですよけれども、学校の現場に責任を。そうしたらある意味、全体の教育行政を動かしていく狙いとしては、3年で定員割れして統廃合という話になれば、ちゃんと学校の魅力を語る校長は人事をやらないと大変なことになりますよね。そういう形でマネジメントが動いてくると思うんですよ。

(生野委員長)

それはそれでもちろん・・・。

(橋下市長)

だから義務とかじゃなくて、そうならないようにちゃんと校長を適切に配置して、それから今の教員現場と校長の関係も、校長の組織マネジメントのもとで学校が動くように、教員も自由に何でもかんでも好き勝手するのじゃなくて、教員が好き勝手するのだったらそれは統廃合になりますよということです、要は。校長の下にマネジメントしっかりやって統廃合にならないように頑張ると。今の教育長が来て改訂してもらいましたが、教職員が校長の決定に対して多数決やって採決やるとか、そんなことやってたら学校なんて持たないですよ。大学なんてそんなことばかりやってるから、教授会で物事決めるからダメになっていくわけですよ。教授選ぶのに教授選なんてあんな馬鹿なことやっているから。マネージャーが教授を選ぶという当たり前のことができない組織というのは潰れていくんですよ。市立大学は典型例ですからね。だからそうならないように、統廃合ならないように、普通の組織になってもらう。校長が決定権を持って、教職員に対してしっかり校長の責任のもとに動かす。それを狙ってるんで、そこは譲れないんじゃないでしょうかね、知事。

(松井知事)

教育委員長の話は、教育行政基本条例に教育委員会の役割っていうのはしっかり書き込まれてますよね。大きな意味で言えば教育委員会は各学校が定員割れをしないように、魅力ある学校に、生徒に選ばれる学校を作っていただくというのは、大きい意味で教育委員会が役割と責任を担っていただいていると僕は捉えています。この学校運営の条例の中にまでそれを書き込む必要はないんじゃないかなと。あとは教育長が先ほどから話ありますように、意味は分かるんです。適正な配置というか、書かれているとおりに、機会の均等に配慮するのはいいんです。これを案として、これで一旦配置しても、これから配置した上で次学校がどういうふうに使われていくのかのルール化を入れ込んでくださいということ。それは3年定員割れで改善の見込みがない場合ということになると思うんですよね。

原先生、2条にこれがあって、今のルール化を書き込むとしたらどんなふうになりますかね。

(原顧問)

2条の1項は何も決めてないのと同じ。3年連続で定員割れの場合には原則として、さっきの改善の見込みがない場合というのを付した上で、統廃合の対象になるというのをストレートに書くしかないと思います。再三教育長が、基本計画の方で書くんだということをおっしゃるんですけど、今の話っていうのは年度を切って例えば5年や10年での計画という話じゃなくて、学校の配置というのをどうするのかという考え方の問題ですので、計画じゃなくて条例で書かないとダメだと思うんです。基本ルールは2条1項の所に今の条文に変えてそういうのを入れておくということかなと。

(上山顧問)

さっきから責任とか努力という話がありまして、2条に書くといきなりストレートで分かりやすいんだけど、ここで言うとその後ろに3条があり、4章から後が府立学校の運営ということになってますが、要するに目標を立てて評価して学校長が努力しろという一連の話が出てくるんですよ。今の議論の趣旨からすると、4章の努力とセットで、結果しかし3年経ってできてない場合は校長も責任とるし教育委員会も責任とる、で結果的に統廃合の対象になってしまったという流れの方がわかりやすい気がする。でないと機械的にバサッと行くんですという印象になってしまう。趣旨から行くと4章の最後の最後のボトムラインを述べているのが今の話かなという感じがする。

(堺屋顧問)

私は教育に消費者の選択を入れるのが極めて重要だと思うんですよ。早目に大阪の教育というのは消費者の選択から出てくるというのをはっきり出した方がいいと思う。ただちょっと、今教育長がおっしゃっ

たんですけど、例えば学校統廃合と学校校舎の統廃合とはちがいますよね。こっちは定員割れだけ土地が安いからいかしておきたい、こっちは定員より応募者が多いけど早く土地を売って、財政収入を得たいという場合が出てくる。そういう時は学校を残して校舎を売ればいい。そういうことを学校と校舎を別にして考えるなら、大阪の教育というのは、やはり消費者の選択を大事にするんだというのが先に入っている。

(上山顧問)

1条じゃないですか。ひょっとしてそもそも。

(橋下市長)

これからユーザーの視点でという話をずっとしてるので。今のですっきりしたと思うんです。西成高校にしても、残した上で校舎が変わりますよと。

(中西教育長)

再編整備の中で、割れた学校をつぶすというんじゃなくて、2つの学校から新しい学校を作るという。

(橋下市長)

そういう意味での統廃合はいいんじゃないですか。そうであれば、統合も入るんですから。

(中西教育長)

我々は統廃合と言うよりは再編整備という言い方をしてまして、新しい学校をビルドしてニーズに応えていくという仕組みを作ってきた。

(橋下市長)

統合だったら、それを再編整備でもいいですよ。

(松井知事)

3年連続で定員割れを起こした場合、原則として再編整備の対象とする。

(橋下市長)

であれば、再編整備の対象となる。それでいいんじゃないでしょうか。廃校は失敗の烙印と言う感じがする。その辺は教育長いかがですか。

(松井知事)

再編整備の対象校となる。

(上山顧問)

あとひとつ。ちょっと細かい話かもしれないが、学校の3年連続定員割れというのはだれの責任なのか。学校長の責任なのか、定員を決める教育委員会なのか。本当は連帯責任だと思うが、そのあたり厳密に考えてみると4章との関係というのが出てくる。

(松井知事)

その形になると校長は公募していくわけですよ。そういう形で校長マニフェストを作って、もちろん定員割れでいいですなんていうマニフェストは絶対作りませんよね。それをやっていったら、マニフェス

トに反するということで評価をされないということになって、校長も学校現場から立ち去っていただくことになって、それを指導してきた先ほどの教育委員の皆さんも教育行政基本条例の中で、マニフェストを守れてない学校がどんどん出てきた場合は罷免対象ということになって、責任を取ってもらうということになりますよね。でも一連の流れで読めると思うんです。

(上山顧問)

そうなったうえで対策としていい校長を選ぶだけ、そういうことを流れが見えるようにしたらいい。

(橋下市長)

そこは教育委員会のマネジメントの範疇、努力というか。あと僕が気になるのは、定員割れしている高校をどうするという話になったら、いい校長を引っ張ってくる、でもいい校長を引っ張ってくるのに同じ横並びの給料とはいかないと思うんですよ。定員割れの高校に校長を呼んできて定員を充足させようと思えば、普通にやってる校長よりもヘッドハンティングで給料上げるのか、ボーナス上げようという話になってくるのか、こうやって徐々に徐々に動いてくる。今なんか何にもない状態で教育委員会が全部責任を持って再編整備という話になると、校長も横並び、定員割れしても教育委員会の責任になってる、これがどんどん動いてきちゃって、入試制度も独自にやらせてくれとか、入試制度についても各学校ごとで、うちは定員割れになってるからこの日にやらせてくれとか、もっと行けば問題も自分たちで作ってやっていくとか、どんどんイノベーションになってきますよ。今のガチーンとがんじがらめに固まってる学校運営の組織が、ちょっとやっただけで、かわりますよ。

(上山顧問)

今おっしゃったとおりで、校長の公募の話とセットだし、さらにもっと言うと目標を達成しようと思うと学校の自由化やってもらわないといけないという話になるし、細かく見ていくと第8条なんか経費の要求だけ書いてあるんだけど、規制緩和の要求とか、全面的にもうちょっとダイナミックな条例に書き変えて行く必要がある。堺屋さんが冒頭おっしゃっていた消費者の権利というような理念の所から始まって。今のは、やっぱりすごくがちがちの管理の発想で書かれていますよね。だから原理の転換がいるんじゃないかと。

(橋下市長)

教育委員会が一定のルールってことじゃなくて、各学校がみんなそれぞれの権限を持ってやるような形、スタイルを認めないと定員も集められないでしょうし、相当各学校ごとの独自のルールが出てくるでしょうしね。授業内容にしろ何にしろ、最低限の国のルールをもとにして、各学校でどんどんやっていくような形になっていくんじゃないでしょうかね。いろいろ経費要求ってなってますけど、校長にクラス編成とか人員配置とかカリキュラムとか全部基本的には教育委員会が管理してる場所なんですけれどね、一定の国の最低限の部分は教育委員会が管理するけれども、それ以外の所は学校が各私立のように独自にやっていくようになっていくんでしょうね。そこまで教育委員会が新しい教育委員会制度を認めるか、踏ん切りの所だと思うんですよ。

(堺屋顧問)

ちょっと待ってください。学校協議会の内容なんですがね。府立学校の所在する地域の住民だけ入ってるんですね。先輩、後輩は入ってなくて、地域の住民というのは小学校ならよくわかるんですね。学区制をなくしたら地域の住民、学校の前の商店街とかそういう人の話もあるだろうけども、ここの地域の住民ってなんですかね。ちょっと書き方というか、範囲を考えてもらいたい。先輩も口出ししたいと言うし。このメンバーどうかと思いますよ。

(松井知事)

今ので決めさせていただこうと思います。2条の1項と2項の間で、3年連続で定員割れをした学校については、再編整備の対象校となる。原則はいりません。改善の見込みがない学校は、再編整備の対象校となる。それと公募校長については、教育長が先ほど、簡単に言うたら校長のポストが空いたら全部公募するということですよね。それはそれでいいです。それを書いてください。それと校長を選ぶのに、大阪市の基準として、外部からの審査をする人も入れると思うんですけどね。

(中西教育長)

外部審査も入れるつもりであります。

(橋下市長)

やっぱり校長もそれだけ責任もってくるので、教員もやりたい人にやってもらうという趣旨で、外部の面接を受けてもらいながら、空いたポストは基本的にそういう手続きでやっていくと。上から一方的に年功序列的に、「はい校長」とかせずに、自発的意思を前提にするという文言の書きぶりで。原則は庁内外公募にして、外部の識者が面接して。ただ一気には無理ですから、空いたところは、仮にそれで埋まらなかった場合には任用で行くと。そこはしょうがないんで。公募区長と同じ形なんですけれど。手が挙がらなかった場合です。ただそこで校長の条件が横並びにならないと思いますので、しんどい学校は条件上げてあげないと来ないと思いますのでね。

(中西教育長)

当然中から手を挙げるのも。

(橋下市長)

もちろんです。ただそこは外部の識者で客観的に評価してもらわないと。

(中西教育長)

外部の審査員も入れる。

(橋下市長)

最終的な決定権は任命権者である教育委員会になるのでしょうか。

(中西教育長)

外部委員も入れるつもり。

(橋下市長)

外部委員も入れて評価点をオープンにすれば、なんでこの人選んだのかということがはっきりわかりますので。外部審査の中の点とか、客観的なものは外に出してもらわないと。なんでこの人なのかと。

(松井知事)

でもその校長が例えば毎年の校長マニフェストで結果出せなかったら、すぐ校長としてはダメになる場合がある。もちろん情報公開はやってもらいますけど、その校長が定年まで保証される校長先生じゃないじゃないですか今回は。校長マニフェストで学校運営するわけですよね。運営した結果悪ければ校長ではいられなくなるわけですよね。

(橋下市長)

罷免にはならないです。評価ですから。

(原顧問)

ただそれは可能性としてはなくはないです。完全な身分保障じゃないですから。

(橋下市長)

任期の所をどうとらえるかなんですよ。

(山口PT長)

今いただいた意見を踏まえて教育委員会の方で修正の所は修正させていただくということで。以上で統合本部会議を終了させていただきます。次回職員基本条例の中で、教職員の評価育成も一緒にご議論いただきます。今のところは2月8日で調整させていただいております。すいませんがこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。